

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>厚生常任委員会会議録</b>			
日 時	平成16年3月17日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時12分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、成田副委員長、大畠・吹田・斎藤(博)・中畑・高橋 各委員 (若見委員 欠席)		
説明員	市民部長、福祉部長、保健所長、環境部長、小樽病院事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="padding-left: 2em;">委員長</p> <p style="padding-left: 2em;">署名員</p> <p style="padding-left: 2em;">署名員</p> <p style="text-align: right; padding-right: 2em;">書 記</p>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、吹田委員、高橋委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「新たな行政サービスの実施について」

市民部次長

新たな行政サービスの実施につきまして、お手元の資料1でございますけれども、それに基づきまして、報告いたします。

新たに実施する行政サービスの概要につきましては、さきの平成15年第4回定例会の厚生常任委員会で報告をいたしましたけれども、その後、実施に向けた準備を進め、4月1日からの実施の準備が整いましたので、その内容につきまして、改めて報告申し上げる次第であります。

新たに実施する行政サービスは、資料1のとおり、三つの事業がございます。一つ目は市役所当直室での時間外交付ですけれども、仕事の都合あるいは市外への通勤など、こういった事情で市役所の開庁時間内に来庁することが難しい方、こういった方を対象に、あらかじめ電話で市役所の方に申込みを受けまして、住民票の写しを窓口業務終了後の時間外に、市役所当直室で当直員がお渡しするものです。お渡しできる時間は、平日は午後5時30分から午後8時まで、土曜、日曜、祝日等の休日でございますけれども、これにつきましては午前9時から午後5時までの時間にお渡しいたします。

二つ目でございますけれども、市内のコンビニエンスストアでの取次交付でございますけれども、同じく市役所の開庁時間内に来庁が難しい方を対象にいたしまして、午前11時までにあらかじめ電話で市役所に申込みを受けまして、申込者が受取を指定しました市内のコンビニへ、午後4時までに市の職員が住民票の写しを配送し、午後4時以降に指定のあったコンビニにおきまして、コンビニの職員が取り次いで、市民の方に交付をするものです。この取扱いができるコンビニは、市内のローソン12全店舗と、セイコーマート、市内に14店ございますけれども、そのうち3店の合計市内15店舗で、取扱時間ですけれども、ローソンは24時間、それからセイコーマートにつきましては、1店のみ24時間、残りの2店につきましては、午前6時から午後11時までの取扱いとなっております。

三つ目でございますけれども、高齢者などへ宅配を行うふれあい宅配サービスでございますけれども、対象は市内でひとり暮らしのおおむね75歳以上の高齢者と身体障害者手帳をお持ちの方で、持病だとか、あるいは体に障害があって、市役所まで来庁することが困難な方から、電話で申込みを受けた住民票の写し、又は戸籍謄抄本を市の職員が必要な手続を代行し、そしてその方々の自宅へお届けするものです。なお、このサービスの利用を希望する方は、地区の民生児童委員の推薦をいただき、あらかじめ市に登録をしておくことが必要となっております。

以上が4月1日から実施いたします新たな行政サービスの内容でございますけれども、これらのサービスの利用に伴う各証明手数料は、市役所窓口の交付と同じ料金といたしまして、サービスの実施に伴い発生する経費や、例えばコンビニと業務委託契約を結ぶのですけれども、それに際します業務委託料であります住民1通当たり50円と消費税につきましては、利用者の負担としないで、市が負担することとしております。また、各サービスの実施に当たりましては、住民票や戸籍謄本など、個人情報に関する書類を取り扱いますので、電話での申込みは本人、又は同一世帯の人に限定しまして、電話申込みの際の本人確認、それから民間事業者でありますコンビニでの取次交付に際しまして、プライバシーや個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じて、実施してまいります。

委員長

「小樽市男女平等参画推進プラザの開設について」

(市民) 青少年女性室豊島主幹

小樽市男女平等参画推進プラザの開設につきまして、報告させていただきます。

かねてより、市内の女性団体などから要望のございました男女平等参画の活動拠点として、このたびの青少年行政の組織改編の中で、現在の青少年女性室に生じます空きスペースに、本年4月から小樽市男女平等参画推進プラザを開設いたします。

同プラザの施設概要でございますが、男女平等参画にかかわる団体又は個人の方々が、情報の収集、営業を行うことができるスペースや団体間の簡単な打合せや、交流ができるスペースを確保し、団体又は個人の方々の活動を支援するための拠点として、ご利用いただく場所として開設いたします。

具体的には、情報資料室、団体交流室を設置いたしまして、情報、広報機能と、交流ネットワーク支援に重点を置いた運営をしてまいりたいと考えております。

また、開設に当たりましては、関係女性団体をはじめ、企業、学校、総連合町会など、地域団体へ文書などによる周知を図るとともに、市のホームページ掲載等も行い、利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

また、運営に当たりましては、随時関係する団体などとも相談をしながら、できるだけ利用しやすいプラザとして運営を図ってまいりたいと考えております。

委員長

「元小樽市国民健康保険協会保険部長による国民健康保険料着服について」

(市民) 和泉主幹

平成14年12月に発生した元小樽市国民健康保険協会保険部長による国民健康保険料着服について、このたび分割による納入が完了したので、資料2のとおり報告します。

元協会保険部長が納入した国民健康保険料は、81世帯分、194万6,280円で、着服金額と同額であります。分割納入の期間及び回数は、平成14年12月27日から平成15年12月29日までの13回であり、平成15年12月29日に完納となりました。これらの対策として、元保険部長は、市へ保険料を納入の都度、領収書を被害世帯へ届けてまいりました。元協会保険部長が着服した国民健康保険料を完納するまでの間、被害世帯に対して、市は税制上の取扱いなどにおいて、不利益を受けることのないようにしてまいりました。

委員長

「小樽市総合福祉センター点字図書館の民間委託について」

(福祉) 総合福祉センター館長

小樽市総合福祉センター点字図書館の民間委託について、報告いたします。

小樽市総合福祉センターの管理・運営については、現在、小樽市社会福祉協議会に業務委託をしております。総合福祉センターには、老人福祉センター、児童館、子ども発達支援室、ボランティアセンターなどが設置されていますが、このうち、市が直接運営しているのは、点字図書館と子ども発達支援室だけであります。子ども発達支援室については、(仮称)子ども発達支援センターとして、教育委員会庁舎に移転・統合する予定となっており、点字図書館だけが残ることになります。点字図書館の業務内容としては、点字、録音図書の製作及び貸出し並びに点訳、朗読ボランティアの育成事業などがありますが、ボランティア養成講座の講師を、ボランティア団体が担当するなど、ボランティア団体の多大な協力を得ております。これらボランティア団体と協力・信頼関係を築く上で、社会福祉協議会の果たしている役割は大きく、ボランティアセンターやボランティア団体とのいっそうの連携強化を進め、利用者の要望に柔軟に対応することにより、利用者の利便性が向上すること、さらには、職員の指揮・命令系統の一本化が図られることにより、総合福祉センターの運営が総合的かつ円滑にできることなどから、今年4月1日から小樽市総合福祉センター点字図書館の運営を、小樽市社会福祉協議会に委託するものであります。

委員長

「北しりべり廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

(環境)管理課長

北しりべり廃棄物処理広域連合の事務執行状況等につきまして、報告いたします。

初めに、昨年の11月17日から12月17日までの1か月間実施されました生活環境影響調査結果の縦覧関係についてありますが、縦覧場所は広域連合事務局、桃内町内会館及び構成町村のそれぞれの役場で行われ、縦覧者の総数は25名でありました。なお、意見書につきましては、1月6日まで受付を行いました、提出はありませんでした。

次に、施設建設の位置に係る都市計画決定についてであります、1月23日に小樽市都市計画審議会が開催され、同日付けで同意の答申が小樽市に提出されております。その後、北海道知事の同意を得て、2月4日付けで都市計画決定を受けております。

次に、発注仕様書作成業務関係についてであります、昨年来、各社ごとの技術ヒアリングや設計図書の提出を受けるとともに、再度メーカーヒアリングを実施してきており、これらを受けて最終発注仕様書の作成を進めているところであります。この最終発注仕様書につきましては、入札参加プラントメーカーの選定や発注形態などと合わせて、広域連合会議に諮ることとなっております。

次に、桃内町内会との協定についてであります、施設の建設及び管理・運営における安全対策や、公害対策に係る詳細項目につきまして、鋭意協議を進めてきたところであり、地域住民の理解を得て、3月1日に協定書を取り交わしたとのことであります。

次に、施設建設用地の敷地購入についてであります、施設建設用地は長期にわたる利用となることから、広域連合として適正な財産管理を図るため、土地所有者である小樽市に対し、敷地購入の意向が示されております。市といたしましても、財務局との調整や不動産鑑定、また売買契約に関する市議会の議決をいただくことなど、所定の手続を整備しながら進めていきたいので、広域連合に伝えているところであります。

広域連合としては、この敷地に係る土地取得費が明らかになった段階で、5月に開会予定の臨時会に予算を計上し、これが議決された後に土地売買契約の仮契約を本市と締結し、その後、臨時会で土地取得に係る議決を経て、本契約を行う予定であります。なお、市としては、6月の第2回定例会で所要の措置をとることとなります。

次に、2月10日に開催されました平成16年北しりべり廃棄物処理広域連合議会第1回定例会についてであります、この定例会におきましては、平成16年度の一般会計予算及び給与条例などの条例改正3件が議決され、また給与改定に係る専決処分報告の1件につきまして、承認されております。

今後のスケジュールであります、国の内示を受け次第、施設建設工事に係る入札が行われ、5月の広域連合議会臨時会において、工事契約案件が審議されることとなり、議決後の本契約締結を経て、実施設計を行い、本年11月ごろに工事施工に入るとのことであります。

委員長

「小樽市廃棄物減量等推進審議会の答申について」

(環境)間淵主幹

小樽市廃棄物減量等推進審議会の答申について、報告させていただきます。

昨年11月5日の市長からの家庭ごみ減量化施策とその方策としての有料化についてという諮問に対し、3月12日、小樽市廃棄物減量等推進審議会から答申がありました。3月12日に各委員に資料として配布させていただきました答申書に沿って、報告をさせていただきます。

審議会での審議は、3月5日まで2回の道内有料化実施市の視察を含め、9回行われております。答申書の内容は、初めに諮問に対する結論が述べられ、続いて審議会としての考え方が説明されております。

最初に、結論部分についてですが、家庭ごみの減量化施策については、市民、事業者、市がそれぞれの立場でごみの減量化と資源化を進め、循環型社会の形成に向けた取組を進めていく必要があり、三者がよりいっそう連携を

強めることにより、効果的に推進していくことが大切としております。

次に、家庭ごみの有料化については、ごみに対する市民一人一人の意識が高まり、自主的にごみの減量に取り組む契機となるほか、資源化の促進も期待できることから、ごみ減量化の有効な方策の一つであると考えとしております。家庭ごみの減量化施策では、資源物とごみとの分別の徹底と、資源化の推進が早急に取り組むべき課題であり、資源物についても循環型社会形成の観点から、この排出量を減らす努力が必要としております。その上で、ごみの減量化を進めるためには、市民、事業者、市がそれぞれの立場から、発生抑制、再使用及び再生利用に努める必要があるとし、以下に市民の役割、事業者の役割、市の役割として、それぞれの立場で取り組むべき事項が述べられております。

最初に、市民の役割では、物を大切に使用し、再使用に心がけるなど、できるだけごみを出さない工夫をするとともに、ごみと資源物との分別を徹底し、集団資源回収を行うなど、市民としてできることについて、積極的に取り組むように努めることが必要としております。

次に、事業者の役割では、製造加工業者は、資源の循環利用をよりいっそう進めていく努力が必要とし、販売業者は商品の包装の簡素化、容器やレジ袋の使用を減らす工夫など、ごみの発生抑制に努める必要があるとしております。

市の役割では、市民が容易に取り組むことができるごみの減量化や資源化施策を進め、合わせて市民のごみ減量化について、意識向上の推進に努めること、資源物の収集品目を拡大し、収集回数を増やすこと、今後も継続して集団資源回収に対する支援をしていくこと、次代を担う子どもたちに対する環境教育が重要であることから、ごみについての学習機会の拡充を図ることなどが必要としております。

減量化における最後に、総合的、計画的かつ継続的な取組の必要性では、市民、事業者、市のごみ減量化に向けた取組を効果的なものとするためには、三者が相互に連携し、総合的、計画的かつ継続的に推進していく必要があり、市においては、常に各種情報の収集や分析をするとともに、市民や事業者に対して、多くの情報を積極的に提供していくことが必要としております。

次に、家庭ごみの有料化では、有料化の目的について、ごみに対する市民の意識を高め、ごみの減量化を図るとともに、資源化の推進を図ることにあると考えとし、家庭ごみを有料で収集し、資源物を無料で収集することになれば、資源物とごみとの分別も進み、ごみに対する意識も変わるものと思われ、また家庭ごみの有料化を実施している他都市の例を見ても、有料化によるごみの減量効果が現れていることから、有料化はごみの減量化と資源化を推進するための有効な方策の一つであると考えとしております。また、家庭ごみを有料化する場合には、市民サービスの向上にじゅうぶん配慮をしていただきたいとして、資源物の収集拡大で、不用家具などの粗大ごみや生ごみのリサイクルについての検討を進めること。市民サービス向上施策では、家庭ごみの有料化による歳入については、できる限りごみや環境に関連した市民サービスの向上のために充てること、高齢者などの対策として、個別収集についても検討することなどが挙げられております。

次に、有料化の内容では、有料、無料の区分として、燃やすごみ及び燃やさないごみについては有料で、資源物及びボランティア、清掃ごみについては、無料で収集するべきという考えが示されております。手数料では負担方法として、従量制とすることが適当とし、指定ごみ袋などによる手数料の徴収方法としましては、手数料は指定ごみ袋の販売方式による徴収が適当としております。また、指定ごみ袋に入らないものについては、シールの販売方式による手数料の徴収方法を検討する必要があるとしております。指定ごみ袋などの単価では、道内他都市の金額も考慮しながら、ごみの減量化に効果があり、かつ市民にとって大きな負担とならないものにする必要があるとしております。指定ごみ袋の種類では、ごみの量に応じた選択ができるように、袋の大きさは5種類程度にする必要があり、使いやすいものにする、燃やすごみと燃やさないごみとで色別にする、視力障害者が手ざわりで識別できるものにするなどの配慮が必要としております。手数料の減免では、減免は減量意識を弱めることも

考えられるので、慎重に検討する必要があるとしております。

最後に、有料化の実施時期等では、家庭ごみの有料化は早期に実施すべきものと考えられておりますが、実施する場合には、市民に対してじゅうぶんな説明をするとともに、必要な周知期間を置くなど、円滑に実施できるように、じゅうぶん留意する必要があるとされております。また、有料化に伴い、不法投棄の増加やごみ集積場所への不適正排出などが心配されることから、これらの対策についても、じゅうぶん検討する必要があるとされております。

答申の内容につきましては、以上のとおりですが、今後、答申の内容を踏まえながら、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

委員長

今定例会に付託された案件について、説明願います。

「議案第39号について」

(福祉) 児童家庭課長

議案第39号小樽市知的障害児通園施設条例案について、説明申し上げます。

この条例案は、知的障害児通園施設である小樽市さくら学園の管理を指定管理者に行わせるために提案するものであります。また、附則において、従前、同施設を指定している小樽市児童福祉施設条例からさくら学園に関する条項を削除するため、同条例を一部改正し、あわせて所要の改正を行うものであります。なお、施行期日につきましては、指定管理者の議決を得た後となるため、規則で定めることといたします。

委員長

「議案第41号について」

(保健所) 生活衛生課長

議案第41号小樽市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案について、説明申し上げます。

平成15年5月30日付けで、食品衛生法等の字句を改正する法律の公布があり、食品衛生法第21条による食品営業許可の条項が第52条に移動し、平成16年2月27日施行となりました。このため、小樽市食品衛生法施行条例における営業許可に関する条項を改めるための一部改正条例案を提出するものであります。

委員長

「議案第42号について」

(二病) 事務局次長

議案第42号小樽市病院事業条例の一部改正について、説明いたします。

市立小樽第二病院におきましては、近年、増加傾向にある高血圧症や狭心症、心筋こうそく等の循環器疾患の治療に有効に対応し、市民に対する医療サービス向上を図るため、診療科目に循環器科を新たに設けるものであります。循環器科は、既存の心臓血管外科と互いに相乗・補完作用があり、併設することにより、よりいっそうの治療効果が期待できます。なお、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項及び字句の改正をあわせて行うものであります。

委員長

「議案第44号について」

(福祉) 高齢社会対策室介護保険課長

議案第44号小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

現行の介護認定審査会は、月曜日の第1委員会から金曜日の第5委員会までの五つの委員会があり、各委員会は医師2名、歯科医師2名、薬剤師1名、福祉関係者1名、保健関係者1名の7名で構成されておりますので、委員の定数は5委員会掛ける7人ということで35人となっております。また、それぞれの委員の仕事の終了後に認定

審査会を開催せざるをえないことから、審査会の開始時間は、早い委員会では午後6時から、遅い委員会では午後6時30分からとなっておりますので、医師、歯科医師については、業務多忙のためもあり、委員の任期が2年のところを4か月ほどの交代制をとっており、その都度、退任、任命しているのが実態であります。しかしながら、現在の会長、副会長は、会長、副会長の職を途切れることなく行うため、途中で交代することなく、2年間継続して自分の所属する特定の委員会に出席しております。

このようなことから、会長、副会長職の委員につきましても、特定の期間、いずれの委員会にも所属せずに、引き続き会長、副会長の職務を行えるようにするため、かわりの委員2名を任命できるよう、介護認定審査会委員の定数を2名増員し、37人以内とするものであります。

委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブの順といたします。

この際、委員として質疑したいので、暫時、副委員長と交代いたします。

(委員長席交代)

副委員長

それでは、暫時、委員長の職務を行います。共産党。

-----  
北野委員

ふれあいパス有料化に伴う低所得者対策について

最初に、ふれあいパス有料化に伴う低所得者対策について伺います。

ふれあいパスの有料化に伴い、低所得者対策をとらないことについて、市民の間から批判があります。市として、まず、生活保護者へはどのような対応をするつもりでいるか、お聞かせください。

(福祉)保護課長

生活保護者の関係でございますけれども、現在、本人が病院に通院している場合、その実費については、1か月ごとに医療機関の通院証明書を提出していただいて、それを基に交通費を支給しているところでございます。したがって、4月以降の有料化に伴って負担がかかる部分につきましては、同様の方法で支給をしてみたいと考えております。なお、その周知の方法でありますけれども、3月下旬に4月の扶助費の支給明細を送付する通知書を発行しますので、その中でまず行うこと。それと、4月以降につきましては、基準改定ですとか制度の改正などをお知らせするお知らせ版をしおりとは別に毎年更新しておりますので、その中でも記載しまして、それを訪問時に活用しまして説明して、周知を徹底していきたいというふうに考えております。

北野委員

このことによる小樽市の持ち出しは幾らですか。

(福祉)保護課長

その金額については、実際に、今、受給者が4,700名いるわけですが、このうち70歳以上が1,200名ほどおります。ただ、その方たちのどの部分が通院しているのかという把握までしておりませんので、それに係る費用の負担額については、追及ができないという状況でございます。

北野委員

先ほど、通院証明書をいただいているということだから、今はいいですが、後でそれを見れば、どれぐらいの持ち出しになるのかわかるとお思いますので、後でよろしいですからお知らせください。

続いて、これは福祉部長にお伺いしますが、生活保護と同じ所得の人に対しては、どうするおつもりですか。

福祉部長

確かに、委員おっしゃられる保護を受けずに頑張っておられる方が、いらっしゃるというふうには思います。ただ、この制度、それぞれの市町村の予算の財源の範囲内で、それぞれが実施していないところ、あるいは回数券でやっているところで、それから半額、あるいは本市が今までやっていたような無料と、こういう形でそれぞれの市町村で、本来ですと利用者が全額負担するところを支援しているわけでございます。そういう意味で、私ども従来は、全額、バス事業者の協力を得ながらやってきたところでありますけれども、新年度につきましては、何とか半額負担を利用者からいただきながら、こういう形で制度を維持していきたいという考えでございます。したがって、現状の市の中では、これ以上の負担は難しいところでございますので、昨日も市長の方から申し上げましたとおり、将来的な課題として、検討していきたいということでございます。

北野委員

後段言われた、市長が昨日の予算特別委員会の答弁で述べられたことは、後で伺いますが、生活保護を受けないで、それよりは若干低い収入で頑張っておられて、小樽市に迷惑をかけないように努力している、そういう方も多くおられるわけです。そういう方々は、我々から見て、逆転現象になるわけです。少なくともそういう方々から申請があった場合は、検討する必要があるということは、これは当然ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

福祉部長

委員、おっしゃるような低所得者対策といいたいまいしょうか、そういう部分、当然そういう方々もいらっしゃるということもございますので、そこら辺につきましては、再三同じ答弁になるかと思いますが、将来的な課題という形で受け止めさせていただきたいと思っております。

北野委員

部長、私は低所得者一般はこの次伺います。その中でも、生活保護を適用されている方は、通院については実費相当分、だから、1回片道100円です。これを市の方で負担すると。しかし、生活保護と同じ所得、あるいは収入で、しかし、小樽市にも迷惑かけたくないということで頑張っている人というのはいるのです。そういう人に対してどうするのかと。低所得者一般ではないですよ。少なくとも申請があれば、対応してあげるのが、行政の公平さからいって、当然ではないかと思うです。低所得者一般対策で解消できない問題と考えますが、いかがですか。

福祉部長

それぞれのご家庭で、それぞれの事情があるかと思っております。それから、利用の仕方につきましても、通院あるいは買い物あるいは遊びということもありましようし、旅行ということもあるかと思っております。そういう中でいろいろなケースがあろうかと思っておりますが、先ほど来申し上げておりますとおり、そこらを全部掌握する中で、そういう対策がとれるかどうかという問題もございまして、そこら辺も含めて、将来的な課題ということでお答えさせていただきたいと思っております。

北野委員

質問の意味、もう一度よく受け止めてほしいのですけれども、私は申請があって、その所得が生活保護基準と同じ、あるいはそれ以下と、本来であれば、生活保護を申請すれば適用されるそういう方々も、小樽市に迷惑かけたくないということで、非常に頑張っている方もいるわけです。そういう人の通院の費用について、検討する必要あるし、適用する必要があると、そこに絞って聞いているわけですから、かみ合ってお答えをください。

福祉部長

通院に限ってというお話でございます。そういう中で、保護を申請されて保護の対象になるような方であれば、先ほど来保護課長から申し上げたような対象になるということにはございますが、それ以外の部分につきましては、特にそういう申請制度というのはないところでございますので、これらを含めて将来的な課題ということで、検討はしたいということで考えてございますので、よろしくお願いたします。

北野委員

これは私が具体的に聞いているわけですから、申請というのは生活保護の申請ではないですよ。敬老パスについてのみ、生活保護者にそうしておられるのだったら、私にも適用してくれませんかと来た場合に、平等の原則、公平の原則からいえば、当然のことだというふうに思うわけです。そのことは小樽市に迷惑をかけたくないということで頑張っている人々に対する激励にもなるわけですから、これはそういうふうに頑張っている人々に対する激励の意味からいっても、低所得者一般でこれからゆっくり考えるなんてことではないように、市長とも相談して、早急な対策を検討していただきたいと思います。

次に進みます。

今朝の北海道新聞の記事で、いわゆる低所得者対策についての記事が載っていたわけですが、これを読みますと、平成16年度に利用状況を調査し、再検討するという報道です。これを読めば、通常、調査をしたら翌年実施というのは、新聞を見て小樽市のことにある程度通じている方は、みんなそうとるわけです。事実、この報道を見て、今朝、私どもの控室にも何人かから問い合わせがありました、あのとおりかと。この点について、市民はそう受け取っているわけですから、この新聞の報道どおり、17年度から実施するのか、お答えください。

福祉部長

昨日、市長が申し上げたのは、16年度に利用実態を調査することになっていますので、その利用調査というものを踏まえながら、将来的な課題として検討していきたいという話を申し上げたというふうに、私は理解してございます。したがって、この低所得者対策そのものを16年度検討ということではなくて、16年度の調査を踏まえて、将来的な課題ということでございますので、そこら辺はこの新聞記事では非常に誤解を生む内容かなというふうに理解してございます。

北野委員

そうすると、当初から予定していた16年度のふれあいパスの実施状況の結果を見て、今後どうするかはそれから検討すると。それは時系列的にはそうなるのです。しかし、17年度から低所得者の対策を実施するというということではないということなのですか。

福祉部長

あくまでも16年度の調査を踏まえて、17年度、現状のふれあいパス制度そのもの、これを検討すると。制度そのものの、また検討を改めてしなければならないと、こういう状況にございますので、さらにその先に、今、言った低所得者対策というものがあるのだなというふうに思います。

北野委員

私は、直ちに低所得者対策を実施すべきだと考えていますけれども、仮に新聞報道のとおりでないというのであれば、市として、将来ということで、全くわからないまま先送りするのではなくて、どういうことを検討するつもりでいるか、考えがあれば、お聞かせください。

福祉部長

まず、この制度そのものは、小樽市独自でできるわけではございませんので、当然バス事業者の協力を得て、従来から実施してきているところでございます。したがって、そことの関係がどうしても出てまいります。したがって、16年度、まずこの利用実態等を調査した上で、そこら辺の協議を改めてバス事業者としていくということになりますので、そこら辺の整理がまず、当面の課題として出てきた段階で、次の時点でのことになりますので、ご理解いただきたいと思います。

北野委員

福祉部は何かといえば、バス事業者、中央バスを引き合いに出して、いろいろと逃げるのですけれども、これはうまくないと思うのです。市の制度なのですから。中央バスに相当な、具体的には運転手の方に大きな負担をかけないで実施する方法だって、いろいろあるのです。これは私どもも追跡調査しましたけれども、当初、ふれあいパ

スを導入するとき、いわゆるふれあいパスを出して、そして100円とか50円とか、2回お年寄りがやるというのは、これはうまくない。中央バスさんのそういう意見もあって、今の制度が実施されたのです。それが、当時、小樽市も中央バスもうまくないとおっしゃっていた方法を、この4月1日からやるということです。そこまで一步譲ったわけです。だから、そういう範ちゅうの間であれば、それ以上、中央バスの方に迷惑をかけないで実施するという方法は、広範囲に存在するのです。1回、1回中央バスの方に新たな合意、業務の点で新たな負担をかけなくてもできるやり方というのがあるのです。問題は中央バスがどうこうではなくて、小樽市の判断一つで、低所得者対策はいくらでもとれると考えるわけです。

例えば今、実際にもらっている方で、自分は年金などを比較的多くもらっていると。あるいは、預貯金もある、資産もあると。だから、受け取らなくてもいいですと。そういうふうに自主的に言っていた方は、外すと。呼びかけてですよ。そして、その方々の現状に伴う分を見合いとして低所得者に回して、どこまで適応するかとか、さまざまなことは考えられるのです。だから、低所得者対策は、小樽市の判断にかかっているのだと。だから、中央バスを引き合いに出して、それを盾にして、市長や福祉部が逃げ回することは、私はよくないと思います。答弁を求めます。

福祉部長

子どもは現状の制度にできるだけ近づけたいという、特にこれは市民の方々からのそういう要望もございますので、できるだけ近づけたいという形の中で、中央バスとも相当協議をしてきているわけでございます。例えば、今札幌市がとろうとしているプリペイドカード方式といいましょうか、こういうものであれば、当然使った分だけ払うわけですから、それはそれでバス事業者としてはそういう方法であれば、当然納得をするし、予算の範囲内でそういう形でやってもらえばいいというような要望もあるわけです。ただ、子どもはその予算の範囲内で、できれば別に問題ないのですけれども、それであれば、利用が相当限られる。そして、利用者の負担も大きくなると、こういう考え方に立って、今の方式をとりあえず採用させていただいて、これに対しても、相当バス事業者からは、異論はあったわけでございますけれども、協力を強く要請した中で、実現してきていると、こういう経過でございますので、ここのところをご理解をいただきたいと思います。

北野委員

部長の答弁では、納得いかないのですけれども、私はこんなことすべきでないという立場ですけれども、仮に小樽市がふれあいパスの制度をやめたら、バス事業者はダイヤどおりの運行をやめるということになりますか。決められたダイヤどおり運行するでしょう。簡単に言えば、空バスだってダイヤどおり走らせなければならないのですよ。それは燃費は若干違うかもしれませんが。だから、中央バスが本当にあなた方に言っているのかどうか、私は疑わしいと思っているのです。だから、中央バスのあれこれを盾にして逃げるということは、よくないということを言っているのです。現行でもやめたら2億円入ってこない。お年寄りを乗せないで、ただ走るだけということになるわけですから、お年寄りが乗らないから、ダイヤは間引きしますなんてなりませんよ。だから、そういうのを本当に中央バスの方が言っているのかどうかというのは、私は疑っていますから。だから、今、申し上げた調査の16年度実施して、その結果どうするかということについては、中央バスがあれこれとすることを理由にしないで、小樽市の判断でじゅうぶん実現可能なことはあるわけですから、これはぜひ市長と相談して、検討しておいていただきたい。これは、今後、質問としては保留しておきます。

議案第39号について

最後に、議案第39号についてお伺いします。

委託する理由。そのことによる公共性は担保されるのか。三つ目、現在、通園者や保護者からさくら学園に改善を求められている問題は、何であると認識しているか。3点についてお答えください。

(福祉) 児童家庭課長

まず1点目の委託の理由であります。さくら学園と同種の施設は、道内に今、11ございます。そのうち約半数が民間法人で運営をしておりますが、そうした法人では障害を持っている子どもあるいは障害者を含めてさまざまな事業展開をしているところであります。そういった施設におきましては、それぞれの経験なり、ノウハウを生かしながら障害児あるいは障害者に対する療育、更生事業というものが、たいへんバリエーションに富んだといえますが、さまざまな観点から実施をしているという実態もございまして、小樽市においても、そうした社会福祉法人が運営することによって、児童にとっても幅広い療育体制がとれるものと考えております。

2点目の公共性の担保であります。さくら学園は現状でも、それから委託後も、この入所の決定は北海道、具体的には中央児童相談所になりますが、そこが入所の決定をするということになります。その意味では、利用者の公共性が当然担保されますし、また日常の運営につきましても、小樽市と結ぶ協定書の中で、公共性については、じゅうぶん確保していきたいと考えております。

それから、3点目の現在通園者、保護者からさくら学園についての改善を求められている点ですが、何度か話し合いを進めております。その中で、保護者の方から出されているのは、現在さくら学園の指導体制というものが、児童指導員1名、保育士5名という体制で行っておりますが、児童指導員の増員を求める声、そういったものが出されております。また、さくら学園単体ではなく、小樽市全体としての乳幼児の療育指導体制の充実等についても、要望が出されているところであります。

北野委員

小樽市として、3点目の増員を求められている課題、これについては、何も民間に委託しなくても対応できる。それから、1点目の民間で運営しているところは、バリエーションに富んでいる。これは小樽市が直営でもできることでしょうか。だから、民間に委託する理由、なるほどそうかというものは、今の答弁では見えてこないのです。もう一度お答えください。

(福祉)児童家庭課長

まず現状は、小樽市として、例えば新たに障害児・者含めての施設運営をしていく、あるいはするということ、なかなかそういう現状にはない、そういったような考え方を持っております。もちろん、現在、それぞれさまざまなグループホームですとか、あるいは授産事業ですとか、そういった事業展開をしている民間社会福祉法人が、現実としてあるわけですから、そういったところへの委託というものを、私どもとしては当然進めていかなければならないだろうと考えているところであります。

それから、指導員等の配置については、これはご指摘のとおり、市の職員としての配置ということも当然可能であります。ただ、これにつきましても、現状、極力新規採用については抑えていかなければならないという、そういった実情もあって現状に至っているということでございます。

北野委員

だから、後段言われた人件費の問題は、小樽市がこれ以上人件費を増やしたくないと、これがネックになって増員に至らないということですね。

それから、バリエーションに富んだということになれば、それは、いろいろなことはありますけれども、特に大きな予算を要する運営にはならないと思うのです。若干はかかると思うのです。だから、民間ができていて、直営ならできないというのは、納得がいかないわけです。だから、なぜ民間に委託するという、今度の議案が出てきたのかと。民間委託一般ではないですよ。この議案が出てきたのかということが、どうも納得がいかないから聞いているので、このあたり再度整理して、お答えいただきたいと思います。

(福祉)児童家庭課長

今、委員が言われるとおり、これらの民間でできることが直営では絶対できないという、そういったことはないと思います。ただ、私どもとしても、現状、民間でできるものがあるのであれば、逆に民間にお願いをしていくと

いうことも、一つの選択肢だと考えております。

北野委員

その限りではそうだと思うのです。しかし、これまでの地方自治法であれば、これは株式会社など営利団体に指定すると、委託するなんてことはやってはならないということになっていたのです。これが、子どもは反対しましたけれども、法律が規制緩和という流れの中で緩和されて、今回の議案が提案できる法的根拠になっているわけです。ですから、そういう地方自治法の流れを見たときに、果たしてこれまで児童福祉法で守られてきた通園者あるいはその保護者へのサービスの質の低下を招かないかということ、非常に心配するわけです。この点については、どのように考えられておりますか。

(福祉)児童家庭課長

地方自治法の改正の中では、株式会社等も含めて、指定管理者に管理させることが可能となっております。ただ、さくら学園に限って申し上げますと、このさくら学園は児童福祉法に定められている施設でありますし、それから社会福祉法の中で、このさくら学園、知的障害児通園施設の運営については、国、地方公共団体、あるいは社会福祉法人に限定されております。ですから、子ども今回の条例改正の中で指定管理者制度を導入するわけですが、当然指定管理者の選定に当たっては、社会福祉法人という枠の中で行っていかなければならないだろうと考えております。また、保護者や利用者へのサービスの関係につきましても、これも委託前、現状も委託後も児童福祉法で定める最低基準の範囲の中での、人員配置等は担保していかなければならないということになっておりますので、引継ぎ業務等の課題はございますけれども、体制そのものとしては、従前と同じような形での運営をしていくということで考えております。

北野委員

障害を持つ人は、さくら学園でいわゆる保育士など人的なつながりを通じて、いろいろと努力されているわけです。それが今度変わってしまうわけでしょう。そうすると、精神的にもたいへん大きな障害を与えることになるのですが、こういうことはあなた方も予測されていると思いますから、これらの障害を最小限でとどめるために、どうしているかを考えていますか。

(福祉)児童家庭課長

この間、5度ほど保護者との話し合いも持ってきております。その中で、保護者から出されている、一番不安に思うことというのが、やはり業務の引継ぎの部分であります。例えば、期日を決めまして、末日までは市の職員で、翌日の1日から全部法人の職員だったということでは、施設の性格からして運営が成り立たないと私どもも認識しております。当然、この条例成立後、法人の選定作業を具体的に進めていくということになるわけですが、現状、私どもとして考えているのは、委託に至る期間の前段におきまして、法人側から職員の研修派遣というような形で、一定期間、市の職員と法人側の職員が共同して、児童の療育に当たる。そういった中で、じゅうぶんな引継ぎ体制をとっていきたいと考えているところであります。

北野委員

サービスの一例ですが、通園バスを今運行しています。すべての障害児を持つ家の前までは行ってはいません。しかし、バスの入る可能な限りその近くまで行ってサービスを図っているわけです。こういう現行の水準は、維持されるのですか。

(福祉)児童家庭課長

さくら学園の施設の受け手として、通園バスを備えるということは、これも担保されていますから、委託後も当然通園バスは運行していくということになります。ただ、これは現状もそうですし、きっと委託後もそうなると思うのですが、さくら学園の療育時間、具体的な指導時間は10時開始という、そういうカリキュラムでできております。ですから、利用される方がどこにお住まいになっているかということにもよるのですが、現状8時50分ぐらい

からさくら学園をスタートしておりますので、さくら学園に10時までには届く範囲の中では、ぎりぎりそれぞれ近くの家まで回って、さくら学園にお連れするという、そういった体制は、今後もとっていかねばならないと考えております。

北野委員

小樽市にとって、この議案が可決された以降は、財政効果はどれぐらいと見ているのですか。

(福祉) 児童家庭課長

現状のさくら学園の運営ですが、正規職員1名の賃金をおおむね800万円程度というふうに試算した場合、年間運営費も人件費も含めまして、7,000万円から8,000万円ぐらいの支出となっております。具体的に委託をした場合、委託料の積算等については、今後、法人の選定作業と同時に進めていくということになりますので、幾らになるという数字については、ここでお示しすることはできませんが、現在、委託をしております保育所などの例をとりますと、市の直営と比較した場合、人件費等の中で、一定の財政効果は生まれるものと考えております。

北野委員

最後ですが、けっきょく財政効果を考えて、こういうことをおやりになるというのが直接的な動機のようにうかがえます。しかし、民間委託をして、いくら社会福祉法人で経験があるといっても、人員については、一定の水準を保たなければならないわけですから、だから、市の方は財政効果があるけれども、委託されたところに通園する方々にとって、サービスの低下になるのではないかというのは、これは当然根拠のある心配なのです。ですから、私は、通園者あるいは保護者へサービスの質の低下、あるいは後退、委託業者などの情報管理の不備などによるトラブルの発生、こういうことのないように、強くお願いしておきます。

副委員長

共産党の質疑を終結し、委員長と交代いたします。

(委員長席交代)

委員長

それでは、自民党に移します。

吹田委員

まず、保健所に質問したいと思います。

鳥インフルエンザの対応について

現在、日本では鳥インフルエンザの問題、最近は存在が薄れたのですが、少し鎮静化に向かっているようでございますけれども、まだ完全に安心の状態ではないようであります。鳥インフルエンザにつきましては、カラスという、別のトリにも感染し、また何羽かが死亡しているという現状でございます。現在、この問題につきましては、北海道では、特に今のところは問題はないのですけれども、小樽市でもごみの問題とカラスという問題が常につきまっています。この関係で、万が一、そういうものが発生することがありますと、カラスというものについて、一般住民の方々がどのような形でそのものについて対応したらいいのかなということで、簡単にその辺のことにつきまして、説明いただければと思います。

保健所長

鳥インフルエンザの心配事といったときに、非常に今まだあいまいにとられているのですけれども、人に感染するインフルエンザとしてとらえた場合と、ニワトリに感染する、トリの間だけに感染するインフルエンザととらえた場合は、ちょっと違うのですけれども、現状ではトリからトリへ、またトリ、カラス、ニワトリと、要するにトリの間に感染症として今流行しています。そういう観点からとらえた場合に、では、小樽市内で、そういうカラスが死んだとか、そのごみ収集場所に集まっているという状況で、では、心配事はあるかとなったら、私は基本的に

心配だという見解を持っていないです。しかしながら、今後いつ鳥インフルエンザが人に感染性を持つかという可能性もゼロではないということは、ある程度やっぱりそれは予見する必要がある。実際、保健所にも、最近、そういうトリが死んだということで心配だと相談に見えています。保健所でも、簡易検査というのをやっています。そこで、もちろん陽性に出ている例は出ておらず、ですから心配はないのですけれども、そういうカラスの問題に関しては、もし、そこで一般市民が接触するときは、ある程度基本的な感染性に対する事項は、守った方がいいかなと考えます。

吹田委員

それで、鳥インフルエンザのときに、基本的にトリ自体にインフルエンザのウイルスが陽性を示していたという話、また、トリの場合には、そのふんというものについては、基本的にその中にウイルスがいるといったようなことでもございましたけれども、こういう問題につきまして、万が一の場合はあるけれども、基本的には人間には問題がないと言われましたけれども、基本的にはウイルスが直接空気感染することはなかなかないだろうと言われておりますし、また、その濃厚な接触なり、またそういうふんなりとか、それによって体に入って感染する可能性があるとしたら、トリ同士でなるものがありますけれども、ごみの収集場所にカラスが常駐しているというのが現実でもございまして、こういうものにつきまして、万一の場合、こういうトリの駆除という問題に発展するかどうかわかりませんが、そういう場合につきまして、今、カラスのそういういろいろな問題が、前にも前田議員の方からもカラスの駆除についての質問があったのですけれども、この辺につきまして、万が一、そういうものが想定された場合には、どのような形で駆除が行われるのかなということがあると思うのです。これにつきましては、何か特定の方々ができるという形になるのか。また、一般市民がそういう駆除するようなことはないと思いますけれども、仮定的な話でもありますけれども、この辺につきまして、そういう場合に、どのような形で対応されるのかということです。

また、ふんの問題につきましては、ウイルスがそこでどの程度いわゆる生存しているのかなと。今も発生したところでは、薬剤をまいて、一生懸命されていたのですから、あの形で大分基準は変わっているのではないかと思うのですけれども、そういうのをやってらっしゃいますけれども、この辺のところ、どの程度そういうふうに影響しているのかなということで、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

(保健所)総務課長

まず、カラスの駆除の関係で、中身的には環境省あるいは私どもの所管であります厚生労働省、両方に関する部分ですけれども、今日のニュースによりますと、東京都がカラスの駆除についてのノウハウをたくさん持っている。年間1万数千羽の捕獲をしているということがあって、たくさんの自治体から質問がきている。それに対して、東京都の方で一々答えていられないので、東京都が全部の自治体に対しての説明会を開催するというのを、本日表明されたそうであります。カラスの駆除については、環境部等で、例えば、箱わなを使って捕獲をするようなことをやっておりますし、あるいは鳥獣保護員との関係、あるいは猟友会にお願いするなど、そういうようなことをやっておりますけれども、具体的に鳥インフルエンザが人に感染する状況になったときに、ごみステーションあるいは路上での人間との接触がないようにするための方策については、関連部署で検討してまいりたいと考えております。

保健所長

ふんからウイルスが感染するのではないかという、それは可能性としてあるのです。実際、カラスが集積したところには、ふんがたくさんあったときに、確かに近所の方で処分はしていると思うのです。実際、ウイルスがどれだけ生息しているかという、これははっきりしたデータはもちろんないのですけれども、ウイルスは一般的な性状から言って、恐らく数時間だろうと考えます。ですから、1日、2日たったものにはウイルスの心配は考えにくいのですけれども。もう一つ重要なのは、トリのふんからダイレクトに人に感染した事例はほとんどないですね。で

すから、トリのふんから他のトリに移るといふ事例は確かにあるのですけれども、トリのふんから人間に感染した事例はないですから、そういう意味ではあまり神経質になる必要はないと思うのですけれども。ただ、やはりカラスが集まっている、今の時期は非常に不気味な感じがすると思うのです。

もし、感染を防ぐとしたときに、さっき吹田委員おっしゃったように、これは飛まつ感染ですから、空中に舞ったものを吸い込むことによってうつるのです。しかし、実際大量にそこにウイルスがいたときは、それで感染することだってあると思いますけれども、ある程度少量のウイルスが空気中に入っていて、それが舞っていたこととうつるとは思えない。それよりもやはり手洗いが重要なのです。ですから、今もし仮にそういった消毒するとか、清掃するといった場合には、やはり手洗いをきちんとしていくことが原則です。

吹田委員

これから、このことにつきましては、まだまだ安心できる状態ではないので、そういうものが発生している可能性があったり、それが出た場合に、じゅうぶんに保健所を中心に対応していただきたいと思います。

家庭ごみの有料化について

続きまして、今回、ごみの有料化についての答申が出ましたけれども、また市の方でも具体的な有料化については、次年度を目標にしております。この答申の中で手数料の減免という問題につきましては、書いてございますけれども、この減免については、減量の意識を弱めるということが考えられるので、慎重に検討する必要があるのではないかとこの形で答申されています。今回いろいろと16年度から所得の少ない方々を中心に、いろいろな負担が増えたような感じに思っております。

特にいろいろな生活をされている中で、先ほども出ておりましたけれども、生活保護世帯というのは、ある程度の金額とそれとご自身の負担はほとんどないような状態で生活されるのですけれども、今、国民年金も満額でいただいている方はたいへん少ないですから、そういう面では生活するのに厳しい面も出てきたと考えます。私、以前に、他都市へ行って、手数料の問題で、ある一定数量を無料にして、それ以上出す方は有料というやり方をされているところもあって、それぞれやっていますよと、また、うまくいっているですよという話をしたのですけれども、この機会に料金を取ると、ごみが減るといふ形と、それから例えば、あるところまでは無料ですから、そこまでぜひ頑張って減量してもらいたい、分別してもらいたい、こういう形のやり方をするかという、二つの選択肢があると思うのです。この辺のことを、これから検討されると思うのですけれども、市としましては、実際にどのようなごみの有料化の検討をされているのかということで、始めたばかりでございますけれども、質問したいと思います。

(環境) 間淵主幹

ただいまの吹田委員のご質問でございますけれども、昨年の第4回定例会におきまして、一般質問の中でご意見がありました一定量無料ということにつきましては、南河内清掃組合の例を出されまして、情報としていただいたわけでございます。この件につきましては、手数料の負担方法ということで、審議会の方でも定額制という制度、また、今ご意見のありました一定無料制度、そしてまた従量制と、これらについて事務局の方から制度についての説明をしております。各委員の審議の中で減量効果が大きいものとして、答申の中で従量制という表現がされているかと思っております。今後、今回の答申を踏まえまして、いろいろな課題を整理してまいりますので、答申の部分ではそういう経過で、この従量制ということになったものということを説明してございます。

吹田委員

このごみの有料化につきましては、基本的に手数料で集まったお金はごみの収集、又はそれにかかわる市民へのサービスの方に展開するものだと、こう考えておりますけれども、この手数料の収入と、それからこれからのごみの分別、又はさまざまな施策について実際にやる費用との関係と申しますが、この辺につきましては、具体的にこれから市民サービスをやる上で、原資になるのかと思うのです。やるための費用と、これの相関関係がしっかりでき

てしまっているのでは、物が重くなりますと、当然手数料が増えるという形になりますから、この辺のことにつきましては、今のところ、市はどのような形で考えていらっしゃるのか。

(環境) 間瀬主幹

家庭ごみの有料化の歳入の部分でございますけれども、答申の中でも家庭ごみの有料化は、ごみの減量化とごみに対する意識の向上や、資源化の推進だけではなくて、その歳入を資源物の収集拡大のための経費や、その他の市民サービスのために充てることができることになると考えますということで、具体的に資源物におきましては、収集品目の拡大、又は収集回数の増大ですとか、資源物回収ボックスの設置、また市民サービス向上施策などにおきましては、休日の収集でございますとか、それからごみ集積場所のカラス対策ネットの助成など、地域の環境美化に対する助成等々が具体的な意見として載っております。これらは、現状ではなかなか難しい点がございまして、その有料化における歳入という中では、可能なことと考えてございます。

吹田委員

どちらにしましても、いろいろなことをやる場合に、どうしても市民の方に負担になる形というのは、事業を展開する場合でも、なるべく費用のかからないようじゅうぶん検討して進めていただきたいなと思っております。

ごみ収集車の購入関係の流れについて

続きまして、現在は清掃車両を今後民間委託も含めて、購入の動きがあまりないのだろうかと思うのですが、今まで清掃車両、パッカー車を含めて、各部署を含めてどのように購入が行われたのか、その流れにつきましてお聞きしたいと思います。

(環境) 管理課長

ごみ収集車の購入関係の流れでございますけれども、私ども、購入する場合は、そのパッカー車の仕様等につきまして付記した中で、契約管財課へ依頼してございます。契約管財課は、それを受けまして、その車両仕様を基に、指名競争入札という形になってございます。パッカーであれば、だいたい4社になるのかなとは思ってございます。それを受けての自動車の販売業者関係が入札、応札するというような流れでございます。

吹田委員

私の方でいただいた資料を見ますと、この指名競争入札といった事例になりますけれども、この入札の段階の車の仕様もありますので、各社いろいろ出ると思うのですが、設定単価、標準小売価格的なもの設定の部分については、単価的にどのような形で決めておられたのか。そういうものが決まった形の中で、入札をしたのかどうかいかがでしょうか。

(環境) 管理課長

設定の関係でございますけれども、事前にその見積書をいただきまして、それを精査した中で、それぞれの単価を積み上げているということでございます。

吹田委員

この平成5年から14年まで、車は11台購入されておりますけれども、これが購入時期が近くであれば、納入の会社が違っても、ほとんど金額が変わらないという状況がございまして、なぜこうなるのかが、正直言って、私にはなかなか理解ができない。この車というのは、特殊な車でございますから、いろいろとあると思うのですが、ただ、会社が違えば、当然単価が違うというのは普通でございまして、一応ああいうのは特殊車両ですから、ボディに箱をつけて、そして機器を置くことになりますけれども、この金額について、そもそもこういう部分は各市町村が行っていますから、他の市町村はどのような形で購入されているのかということにつきまして、そういう契約の関係のところで、確認していらっしゃるのかどうかと思うのですが、どうなのでしょう。

(環境) 管理課長

他都市の状況の確認かと思っておりますけれども、私どもといたしましては、やっております。

吹田委員

この辺につきまして、あまりにもいろいろと入札関係で、何回もいろいろなところで話が出るのですけれども、私は特別この入札がおかしいとは言いませんけれども、普通に一般的に見まして、あまりにも金額が近すぎると。なぜ、会社が違って値段がこうなのかというようなことがございますので、今後こういうものが重なる場合には、いろいろなところも含めて、市で購入する場合、市民の税金でございますので、それが適正な形で一番安くいいものを購入すること、いかにいいものを安くというのが基本でございますから、そういうところをやっていただきたいと感じております。

(環境)工藤副参事

パッカー車の購入、入札の件なのですけれども、普通パッカー車は、小樽市でいえば、トラックの業者、メーカー4社ぐらいの間で入札という、契約管財課になるのですけれども、そのときの条件として、それはボディはそれぞれの何々会社ということなのですけれども、上の、俗に荷箱といいますか、ゴミを入れる部分、これについてもメーカーがありまして、その条件として、北海道であればこここのメーカーを使ってくださいということになります。したがって、私ども原課の方では事前に4トントラックの方ではあるメーカーは幾らです、幾らですかという見積りをとりますし、それから上の方の箱のゴミを入れる部分につきましても、ある程度参考見積りをいただきます。それらを見比べまして、これとこれは安いといいますか、ということで、最低価格を出して、契約管財課の方をお願いすると。したがって、必然的にだいたい毎年似たような価格になってくるのかなというふうに思っております。

吹田委員

廃棄物処理最終処分場ののり面保護布設工事の流れについて

廃棄物処理最終処分場ののり面保護マット布設工事ですけれども、これにつきましても、例えば16年度も2,700万円を予算化しておりますけれども、これも発注等につきましても各部署の動きにつきましても、お知らせください。

(環境)管理課長

廃棄物最終処分場ののり面保護マット布設工事関係でございますけれども、環境部の方から、まず、工事施工依頼ということで、土木部建設課に依頼をいたします。土木部建設課の方では、財政部の審査室と設計審査等をやった中で、今度、契約締結依頼という形で、財政部契約管財課に依頼をするということでございます。契約管財課の方で指名競争入札ということで、建設業者関係の入札を行うということになってございます。

吹田委員

この場合も、工事の予定価格は、どちらの方で決定されておりますか。

(環境)管理課長

予定価格の関係でございますが、先ほども言いましたように、私どもは工事の施工を依頼してございます土木部建設課の方でつくってございます。

吹田委員

具体的にマット布設工事の指名競争入札の場合は、何社が入っているのでしょうか。小樽市内ですか。

(環境)五十嵐主幹

今、定かではございませんけれども、その年によってマットを張る面積というのがございまして、例えば、広いときにはその工事金額が1,000万円を超えるだとか、2,000万円を超えるだとか、そういうレベルがありまして、その中で土木関係の業者になるかと思うのですが、小樽市に登録されている業者で、できるものという形で、契約管財課の方で指名をするだろうというふうに考えてございます。

吹田委員

契約管財課の方で指名競争入札の会社の数をそこで決めているので、こちらではわからないということですね。

何社ということもわからないですね。

(環境)五十嵐主幹

今、私は、そこまで承知しておりませんので、そのあたり、後で確認してお知らせしたいと思います。

吹田委員

ここが毎年行われていまして、保護マットについては、平成16年度で終了ということですか。

(環境)五十嵐主幹

これは、13年度から埋立ての状況等によりまして、順番にやっております、16年度で、遮水シートを敷いているのですが、すべて保護マットで覆うということで完了になります。

吹田委員

どちらにしても、2,700万円という大変な額の工事をやるわけでございますけれども、この辺につきましても、競争入札ということでございますから、公金で行うということになりますと、なるべく常に適切な金額でやっていただけるような努力をしていただきたいと思います。

それと、あわせて、この保護マットをやった関係で、あそこに今後焼却炉ができるまで、あそこの埋立地のところのこういう関係の費用も発生しないということですか。

(環境)五十嵐主幹

今、お答えしましたのですけれども、要するに遮水シートの露出しているところが、今度その保護マットを布設することによって、すべて覆われることとなりますので、そういう関係といえますか、保護マットということでは、費用は発生いたしません。

吹田委員

いろいろな部分において、各部署で入札というのは行われておりますので、これにつきまして、金額が金額だけに、ちょっとした10パーセント、15パーセントというようなパーセンテージでも大変大きな金額になります。ですから、この辺につきまして、より各部署の方々が努力されて、市民の負担が減るように、ぜひとも進めていただきたいというのが、私どもの希望でございます。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

-----  
高橋委員

市民部に最初にお伺いします。

市民会館、市民センターの利用状況について

まず、市民会館、それから市民センターの近年の利用状況についてお知らせください。

(市民)市民会館長

市民会館、市民センターの利用状況でございます。市民会館、市民センター、とりあえず、ホールのここ5年間の1日単位の利用状況という形で申しますと、1日単位の利用率、5年間平均で、市民会館では39.61パーセント。

高橋委員

伸びているということですか。

(市民)市民会館長

今、5年間平均で申し上げております。それから、市民センターでは5年間で62.99パーセントです。それで、前年度の市民会館で50.16パーセント、これは非常に近年伸びていると。それから、市民センターでは68.28パーセント、これが1年間の稼働率でございます。

高橋委員

要するに、年々伸びてきているということによろしいですか。

市のホームページを見ましたら、市民会館と市民センターが載っておりました。それで、この掲載はいつからされたのか、それからどういう経過をたどってこれを掲載したのか、お願いします。

(市民)市民会館長

小樽市のホームページの掲載でございますけれども、これは小樽市のホームページが平成10年から開設されました。それと同時に、市民会館、市民センターのホールに限ってでございますけれども、掲載をしております。それから、経過といたしましては、現在のホームページは3か月範囲で掲載をしております。これは平成13年8月から現在に至って行われているということでございます。

高橋委員

私もホームページを見てきました。クリックすると催し物等が出てくるということで、非常にわかりやすくなっていると思われま。この件について、市民の反応はどのようなものがあるのか、聞いておりますか。

(市民)市民会館長

特に市民の方々からの反応というのは、私の方では把握はしてございません。ただ、やはり訪れるお客さんの中には、利用者の中には、そういったホームページを見て、そしてわかったという方も若干ありますけれども、全体的な意見としては、じゅうぶん把握はされてございませんが、やはり利用者サービスをする上では、何らかの効果があつたのかなと、そのように把握しております。

高橋委員

それで、これは要望なのですが、特に会議室等で空き室状況がわかるような、そういうページをぜひつくっていただきたいと思うのですが、これはいかがでしょうか。

(市民)市民会館長

現在は、ホールだけでございますけれども、今度は会議室の利用状況ということでございます。それで、これは現在、小樽市のホームページの担当が企画部でございます。容量についてもいろいろ聞きましたけれども、容量はじゅうぶんあると。あとは、市民会館、市民センター、そういった事務処理上のいろいろな問題があるわけです。受付の変更だとかそういった部分もあります。そういった点で、利用者の便を図るためにも、今後企画部といたしますか、そういった関係部局と相談しながら、会議室の部分のそういったホームページの掲載が可能かどうか、研究を進めてまいりたいと思っております。

高橋委員

もう一点、さらに進めて、予約をネット上でできるということも他都市ではあります。そういうものも含めて、これからぜひ研究をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(市民)市民会館長

先ほど申し上げたとおり、そういった予約状況を公開するだけでなく、予約の受付、そういった部分も技術的にどうなのか、検討は進めてまいりたいと思っております。

高橋委員

ぜひなるべく早めにお願ひしたいと思います。

能楽堂の経緯と利用状況について

もう一点、この続きに能楽堂の内容が掲載されております。この能楽堂の経緯と、それから利用状況についてお知らせください。

(市民)市民会館長

能楽堂の経緯でございますけれども、これは市民からの寄贈を受けた能舞台でございます。昭和29年に市民から寄贈を受けております。それで、昭和36年に小樽市の公会堂の移設とともに、現在の公会堂の横にでき上がったわ

けてございます。それで、その後、小樽能に親しむ会、そういった能の団体がございます。そういった能楽堂を、市民に対して周知徹底する、いろいろな要望がございまして、平成5年にちょうど市民会館が30周年記念と、そういう時期に、能楽堂の一般開放をしたわけです。そのときは、年1回の公開でございます。ライトアップをして、そして自由に中を観覧していただくと。ただ、観覧だけではなかなか雰囲気が出ないだろうという中で、小樽市内又は札幌の能のサークル、能のいろいろな会、そういった人たちが練習という形で日中、あの舞台を使って練習すると。まさに、あそこで能のそういった部分が再現されると申しますか、そういった形で続けてきているところでございます。

それで、ちょうど平成15年度に回数としては14回を数えました。公開に参加された方は、2万3,801名という数に及んでおります。今後、そういった能楽堂の開催についても続けてまいりたいと思っておりますが、昨年から年1回の開催にしております。いわゆる、日常は、冬囲いという形で、外からの風雨を排除しております。それを取り外すのに、相当な費用が要するというということで、年1回にいたしました。その期間を長くしております。それで、期間は2週にまたがって6日間という形で、既に今年も6月の末から公開する予定です。もう既に札幌のいわゆる能楽団体、小樽の能楽団体、あそこで練習をする予定が入っております。6日間のうち、1日だけ、今、練習の予定がないわけですが、5日間はもうふさがっていると、そういう現状でございます。

高橋委員

そうすると、一般の方がぜひ行きたいと、見たいという場合には、どこかに申し込んだり、問い合わせとか、それはどういうふうになりますか。

(市民)市民会館長

普通は公会堂にフリーで入館できます。ただ、能楽堂は、公会堂の1階にあります3号室という会議室を通らなければ、能楽堂は鑑賞できないわけです。ですから、3号室で行事をしていけば、なかなか能楽堂の中に入っただけでは鑑賞はできませんが、事前に電話をいただいて、3号室の利用がなければ、自由に能楽堂の中に入って見学ができます。ただ、先ほど申し上げた能に親しむ会だとか、そういったところから、あそこのいわゆる床の保全だとか、そういった形でスリッパではだめだと。あとは靴下ばきでの観覧だとか、そういったいろいろな条件がありますけれども、鑑賞はそういった会議室の利用がないときには、自由にできます。

高橋委員

わかりました。ぜひ、また、PRの方をお願いしたいと思います。

「空気もおいしいお店」推進事業の経過と内容について

次に、保健所に伺いたいと思います。

「空気もおいしいお店」推進事業というのがありますけれども、この事業の経過と内容、件数について、説明をお願いします。

(保健所)保健課長

空気もおいしい店推進事業の創設の経緯、それから件数について、お答えします。

背景といたしまして、昨年の9月、健康増進法が施行になっておりまして、全国的にこの受動喫煙防止に必要な措置を講ずるよう努めることが求められております。道におきまして、一昨年の11月に「空気もおいしいお店」推進事業の実施が開始されたところございまして、これらを受けまして、市としまして、昨年の4月から推進してございます「健康おたる21」、この中にも施設の禁煙を進める、これを推進していくということが掲げられてございますので、この一環としてこの外食料理店を対象としまして、昨年の12月10日から事業を開始させたところでございます。

内容としましては、市内の外食料理店に対しまして、禁煙、分煙対策をなされているという店に届け出をいただきまして、保健所で確認をいたしまして、登録し、かつステッカーを店に交付しているといった事業でございま

す。現在、3か月経過したところでございますけれども、これまでラーメン店だとか、それから病院の食堂、あるいは喫茶店といったところから、合わせまして13件を登録してございます。内訳を申しますと、完全禁煙とされているところが12件、それから間仕切りして分煙しているところが1件でございます。

高橋委員

非常にいい事業だという話を伺っておりまして、私の周りにもたいへんいいことだということで、ぜひ進めてほしいという声も上がってきております。それで、今年の計画と申しますが、予定として、どのようにこれを進めていこうと思われておりますか。

(保健所)保健課長

スタートして、3か月で13件という数につきましては、私どもの予想を上回る数だということで、それなりの成果があるのかなと思っております。

それで、今後につきましては、広報等のメディアを活用したりして、道とか、あるいはいろいろな健康教育をやってございますので、その中でいろいろPRしていったり、あるいは関係団体にいろいろ周知をしていくというようなことで、制度の普及、推進を図ってまいりたいと思っております。特に、会社の職員食堂、あるいは病院の食堂といったところに、完全禁煙に向けてやっていただけるように、働きかけてまいりたいと考えてございます。

高橋委員

ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

廃棄物減量等推進審議会の答申について

次に、環境部に伺います。

先ほど答申について報告がございました。それで、この答申に関連して、何点か伺いたいと思っております。

その前に予算特別委員会で、私は市長に確認をいたしました。平成17年度からできれば実施したいと、こういうことで答弁されておりましたけれども、それを前提として、これからいろいろ検討されるということによろしいですか。まず、その認識をお願いします。

(環境)間淵主幹

答申をいただいたばかりでありますので、課題を今後整理いたしまして、その課題の整理の中で市として、具体的な計画については、どこまでできるかというのを踏まえながら進めていく。そういう中では、通常、他市を見ましても、条例等について考えますと、最低でも1年はかかるのではないかと。そういう部分で17年以降ということでもありますけれども、この1年の中で、そういう状況では進めてまいらなければならないものと思っております。

高橋委員

答申の1ページ目に、市民、事業者、市、それぞれの立場からということで、3Rの点が載っているわけですが、市の立場としては、この3Rについては、どのように考えられておりますか。

(環境)間淵主幹

2ページ目の市の役割という中に提言がございますけれども、答申の中におきましては、ごみ減量化と資源化施策としましては、資源物の収集品目の拡大、それから収集回数の増加、それから資源物回収ボックスの設置等々、一つには市民がごみを出さないようにする、そういう部分での発生抑制に対する施策が必要でございますし、また再使用につきましては、市民の役割も述べてございますけれども、フリーマーケットだとか、不用品の公開ネットの活用ですとか、現在あるそういう情報、また今後つくっていかねばならない情報提供の場、そういうものなどを考えていかなければならないだろうと思っております。また、再生利用、リサイクルにつきましても、今後各家庭におけるコンポスト、段ボールの利用としては答申にも載っておりますので、そういうものを支援する、リサイクルを支援する、そういう施策が必要ではないかと思っております。

また、事業者の中でも、最近、レジ袋の削減ということで、これは買う方、また売る方等がレジ袋の削減につい

では、非常に興味を持ってごみをなくそうという運動がございますので、それらに市もかわりまして、三者一体の中で、一つにはレジ袋削減などの問題も、今後の大きな課題ではないかと、そのように考えてございます。

高橋委員

資源物の流れについて

それで、資源物の流れを教えてくださいたいのですが、品目でスチール缶、アルミ缶、ペットボトル、紙パック、瓶類、それから蛍光灯、それをどのように集めて、それでどこへ持って行って、最終的にどのようにリサイクルされているのか、大まかでけっこうですから。それで、処理をしている、できれば町なのか、市なのかわかりませんが、場所がわかれば、お願いします。

(環境) 廃棄物対策課長

資源物の流れについてでありますけれども、資源物については、市民にごみステーションに出していただいております。そういう中で、市で収集するのですけれども、収集した資源物については、天神のリサイクルセンターに集められます。そこで、瓶、缶、それぞれ処理をしまして、缶とペットボトルについては、機械をくぐりまして圧縮して、梱包します。持ち運びがしやすいような大きさ、箱形、ビールの缶の箱をイメージしていただければいいのですけれども、あのぐらいの大きさで梱包して、保管しております。それから、瓶については、ローラーに上っていきまして、そこから色別に瓶を区別して、色別にリサイクルされます。紙パックについては、リサイクルセンターに収集されたときに、それだけを抜き出して、それをまた、別なところに保管するという状況です。蛍光灯については、資源物の収集車の、その車両によっても違うのですけれども、車両の上であったり、あるいは横の位置に特別な箱を用意したりして、蛍光灯を収集してリサイクルしております。スチール缶については、リサイクルセンターである一定程度たまりましたら、小樽市内の業者を通じて、また、その後、小樽市内の鉄鋼メーカーにリサイクルされております。それから、アルミ缶についても同じく、市内の資源物の取扱業者に売払いをしまして、最後の行き先は東京のアルミメーカーの方でリサイクルされております。紙パックについても、市内のリサイクル業者に売払いをいたしまして、倶知安町にありますトレットペーパーなどをつくる会社の方に引渡されております。それから、瓶でもいろいろな種類がありまして、ビール瓶、一升瓶などのいき瓶と言われるものは再使用されますので、リサイクルよりもいい形のものなのですけれども、これらについては、小樽市内の容器の流通業者の方に有価で引渡ししております。それから、無色、茶色、その他の瓶なのですけれども、それらの瓶については、札幌市の瓶のリサイクル工場、あるいは江別市のリサイクル工場に運ばれて、そこでリサイクルされております。最後に蛍光灯については、留辺薬町に、イトムカ鉱業所というところがありまして、そちらの方まで運搬しまして、そちらの方で水銀の除去はもちろん、破碎したガラスからガラスウールなどをつくって、リサイクルされております。

高橋委員

そうしますと、小樽市内に関連しないのは、蛍光灯だけということになりますか。

(環境) 廃棄物対策課長

蛍光灯と、あといき瓶以外のガラス瓶については、市外の業者にリサイクルされております。

高橋委員

蛍光灯ですけれども、小樽市、札幌市には、処理する業者はないのでしょうか。

(環境) 廃棄物対策課長

小樽市内において蛍光灯を処理する会社についてでありますけれども、廃棄物処理法の中で処分業の届出をして、処理する会社は、今、私の頭の中では1社ございます。

高橋委員

そうしますと、わざわざ留辺薬町に持っていかなくても、そこでも処理できるということによろしいですか。

(環境) 廃棄物対策課長

事業系蛍光管については、そちらの会社でも処理をしておりますけれども、実際どのような処理の方法かという、方法の内容についてなのですけれども、イトムカ鉱業所については、全国都市清掃会議という中で、唯一そこで自治体で集めた蛍光管を処理するというようになっております。その施設の内容としましては、有害な水銀でありますとか、いろいろな有害物質をかなりの機械、設備を入れて処理しておりますので、安全で継続的にできる処理施設と考えて、そちらの方に回しております。

高橋委員

そうしますと、小樽市の業者は安全ではないということで、理解していいですか。

(環境) 廃棄物対策課長

処理の方法が、それぞれその業者によっても違いますので、その辺の相違もあります。それから、その業者においては、許可の関係で、産業廃棄物としての蛍光管は処理できますけれども、ほかの部分、一般廃棄物としての許可も今のところない状況なので、その辺を加味しますと、イトムカ鉱業所が全国で1か所で、そこへ処理をお任せするのが今の段階では適当と考えております。

高橋委員

わかりました。

廃プラスチックの搬入規制の経過と現状について

次に、平成15年4月から産廃の廃プラの搬入規制が開始されました。この経過と現状を教えてください。

(環境) 廃棄物対策課長

廃プラスチックの搬入規制についてでありますけれども、この搬入規制を導入した考え方といたしましては、それまでは廃プラスチック類については、産業廃棄物でありまして、寅吉沢の産業廃棄物処分場ですべて埋立てしておりました。廃プラスチック類は、比重も軽く、なおかつ容積が大きいので、処分場をかなり圧迫する要因ともなっておりました。そういう中、国の循環型社会ということを考えますと、単純に埋立てするわけにはいかないという市の考えがあります。資源を有効に利用して、それらのリサイクルを推進しようという考えがまず目的であります。それで、この搬入規制なのですけれども、平成15年4月1日からしております。埋立てしないということになりますと、逆にそれらを処理する施設が必要になります。それらの処理をする施設については、民間業者を市で育成するという考えながら、廃プラスチックの処理施設を二、三社ですけれども、それぞれ設置しております。そういう中、搬入規制に踏み切ったところであります。

搬入規制の効果といいますか、状況なのですけれども、一番ピークで平成13年度では7,170トン埋立てしておりました。それが現在、平成15年度は、3月分は含まれておりませんが、その15年度の見込みでは2,400トンということで、約67パーセントの廃プラスチックのごみの減量がなされたという状況になっております。そういう中、平成16年度のプラスチックの搬入予定量なのですけれども、さらに減量が進みまして、予算としては1,000トンという読みであります。

高橋委員

産業廃棄物の方はそのような形で進んでいるわけですがけれども、この答申にもありますように、一般廃棄物についてもプラスチック類まで拡大すべきだと。そして、その拡大した部分については、無料化にすると、一石二鳥ではないかという考え方なわけですがけれども、この一般廃棄物の生活系、事業系の廃プラスチック類についての考え方については、どのように考えられておりますか。

(環境) 廃棄物対策課長

家庭から出るプラスチックは、一般廃棄物なのです。事業活動に伴って発生するプラスチックは産業廃棄物で、その産業廃棄物が15年の4月から搬入規制になっているという状況なのですけれども、その中で家庭から出るプラスチックの関係について、答申の中では、トレイなどのプラスチック類を拡大してという話になっております。そ

ういう答申を受けておりますけれども、実は、広域連合で行ったごみ分析の結果なのですが、資源物を含めたごみ総量の中に、約40パーセントの資源物となるごみが出されているのです。本来、資源物なのですが、ごみとして約40パーセントも入っているという、そういう結果が出ております。市としては、そのまま単純に埋立て、あるいは焼却するという考えは毛頭なくて、それらを資源として有効に利用しようという考え方を持っておりますので、今後具体的な実施方針、そういうことを検討する中、その辺の資源物の拡大もどこまでできるのかということで、具体的に検討することになるかと思えます。

高橋委員

要するに、聞きたかったのは、一般の私たちが出すごみの中でも、燃えないごみでプラスチックと書いてあるごみが非常に多いわけです。ですから、その対策をすることによって、燃えないごみがほとんどなくなるといったら語弊がありますけれども、かなり少なくなるのではないかと私は思っているのです。ですから、そういう観点から、この一般家庭の燃えないごみ、プラスチックとして資源化をどんどん進めるという方法でいいのかどうかということをお聞きしたかったのです。

(環境) 廃棄物対策課長

ただいまのご質問ですが、確かに燃やさないごみの中に、プラという表示のごみが相当入っております。それらのごみを今後は資源物として収集することによって、不燃ごみは減少し、さらに可燃ごみの中にもそのようなごみも入っておりますので、同時に可燃ごみに入っているプラスチック類も、資源物として収集した中、ごみの減量という形に進めていきたいと考えております。

高橋委員

次に、情報の交換、それから情報の提供、私、一番大切な部分かなと思うのです。それで、よりいっそう進めていただきたいということで伺うのですけれども、現在これは、市民に対してどのように情報を提供しているのか、それをまずお知らせください。

(環境) 間淵主幹

情報の提供でございますけれども、現在、広報おたるを通じまして、またホームページに立ち上げたエコショップの認定制度等を使いまして、情報の提供等を行ってございます。そのほかに、予算の中におきまして、各種チラシとパンフレット等を外注あるいは自主製作をして町会等に配布する。そういう中で現在、啓発活動を進めていきたいと思っております。

高橋委員

それで、有料化に向けてという前提で、どのように市民に情報を提供し、また説明をするための資料を配布しようと考えていますか。

(環境) 間淵主幹

まず、現在でありますけれども、既に小樽市のホームページにおきまして、今までの審議状況をずっと掲載してございます。また、今回の答申も、まもなくホームページに掲載されるかと思えます。まず一つには、ホームページの利用でございますけれども、そのほかに広報おたるを通じまして、一つの普通の記事ではなく、特集記事といったしまして、広報おたるを活用し、市民に説明していくことを考えてございます。また、現実に実施する、もしそういう段階になりましたら、また、新たな情報を提供いたしますパンフレット作成や、今よりわかりやすいごみの分別方法を説明したもの等々を考えていかなければならないものと思えます。

高橋委員

私は、これに関しては特集記事、もしくは別立てでぜひやっていただきたいと思うのです。この件についてはいかがですか。

(環境) 間淵主幹

貴重なご意見だと思しますので、参考にさせていただきます。

高橋委員

ぜひこれは積極的に取り組んでいただきたいと思います。広域連合の新しい焼却場についても、やはりいろいろ疑問を持っている方もいらっしゃるのです。わかりやすいQアンドA方式のものをやっちはいかがかということで、前回提案をさせていただきましたけれども、その点については、どのような状況ですか。

(環境) 廃棄物対策課長

広域連合に係る啓発についてでありますけれども、現在作業中でございます。あと、1か月以内には何とかホームページに掲載することができるのではないかと状況であります。

高橋委員

不法投棄について

次に、答申の最後の方に載っており、これも非常に危ぐされる部分ですけれども、不法投棄の増加、これが考えられるのではないかと思います。この点については、どのように考えられていますか。

(環境) 管理課長

不法投棄の関係でございますけれども、現状としましては、山間部あるいは海岸線ということで、たいへん不法投棄が目立っております。仮に有料化ということになれば、山間部、海岸線以外の部分といいますか、市街地、住宅地のちょっとした空き地に雑ごみなりが不法投棄されるのかと。あと、ごみステーションへの不適正な排出件数が増えるのかなということも考えてございます。このほか、家庭でのごみ焼却という行為、これらも私ども懸念しているところでございまして、一応この防止策といたしましては、ごみ排出に係る指導員の配置強化、それから不法投棄監視パトロール員による循環パトロールのさらなる徹底、それから、これはごみステーションの適正管理関係になりますけれども、その適正管理の徹底ということは、考えていかなければならないと思っているところでございます。

高橋委員

これは、市の対策もじゅうぶん大事ですけれども、市民の協力が非常に大事な観点かなというふうに思います。ですから、その上でも先ほど言ったように、この有料化に関するものについては、別立てで情報提供だとか、情報交換、それをすべきだというのは、そこなのです。ですから不法投棄されても、大きな影響が出ないように、今からいろいろ検討していただきたいし、具体的な内容も考えていただきたいと思っているわけですけれども、この点いかがですか。

(環境) 管理課長

ただいま申し上げましたとおり、私ども、ある程度懸念している部分がございます、それらに対応するような強化は考えていると、このように思っております。

高橋委員

出たばかりですので、これからかと思いますから、また、今後伺っていきたいと思います。

環境教育について

最後に、環境教育について、何点かお聞きをしたいと思うのです。

現在、学校の方に提供されている資料は、どのようなものがあるのか、お聞かせください。

(環境) 廃棄物対策課長

学校の方に配布している資料についてでありますけれども、総合学習資料用として、環境部でこのようなものなのですけれども、つくっております。希望があれば、学校の方にお渡ししておりますし、あと、環境部サイドの方でも市民ホールのところでもありますとか、環境部の部屋の前でありますとか、そういうところに置きまして、市民に利用していただいているかなと思っております。

高橋委員

それで、教育委員会、それから学校等から環境部に対して、講師の依頼、それから協力の依頼、そういう内容で、要するに協力してくださいよと、講師を派遣くださいよということで、直近5年間で毎年どのようにその計数が推移してきたか、もしわかれば教えてください。

(環境)廃棄物対策課長

直近5年間の数字ではございませんけれども、14年度と15年度の数字で説明させていただきます。14年度におきまして、リサイクルセンター、こちらの方には11校が見学に来ております。それから、埋立処分場では2校です。平成15年度ではリサイクルセンター9校、それから埋立処分場には7校、施設見学という形で見えております。あと、出前講座でありますとか、それは、1件か、2件だったと思うのですけれども、中学校に出前講座ということで講師として出向いた経過があります。それから、指導室で行う研修会がございます。その中で、先生方を対象とした研修会だったのですけれども、そういうところでも講師として説明した経緯はあります。

高橋委員

16年度については、何か予定は入っておりますか。

(環境)廃棄物対策課長

出前講座、あるいは学校へ直接出向いてという形での直接の話は、今のところございません。恐らく、リサイクルセンターと埋立処分場については、毎年、何校か見えていますので、そちらの施設については、いらっしゃる見込みがあると考えております。

高橋委員

いずれにしても、環境教育は非常に大事な点かなと思いますので、ぜひ協力をしていただきたいと思います。

地球温暖化対策に向けての研修会について

最後ですけれども、今、市全体で環境意識の向上に向けて、昨年、研修会をやられたと伺っておりますけれども、今年の予定については、どのように考えられておりますか。

(環境)環境課長

地球温暖化ということで、昨年の11月、職員、課、1名ということ为原则に、地球温暖化の職員研修会をやりました。業務時間中でございますので、全員が参加できないということで、来年度につきましては、それをもっと進めた形でもう少し地球温暖化の意識が向上するようなものを、今、考えているところでございます。16年度、機構改革がけっこうありますので、それを待ってから動こうかと思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時07分

再開 午後3時30分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

-----  
斎藤(博)委員

特別養護老人ホームの審査の経過について

まず、福祉部にお尋ねします。

第4回定例会の際にも、若干の経過なり中身をお尋ねしましたが、予定されている特養を1法人に絞った経過のこれについて、改めて時間もたっていますので、お尋ねしたいと思います。

まず最初に、その結果について、どのような内容で3法人に通知したのか。またその際、相手方からどのような意見なり、要望なり、反応と申しますか、そういったものがあつたのかをお聞かせください。

(福祉)高齢社会対策室長

昨年、行いました特養の整備に関する審査の関係でございますけれども、最終的に1法人に決めさせていただいたわけでございますけれども、12月16日付けで通知をいたしました。その内容でございますけれども、簡単に読み上げますけれども、提出をいただいた協議書類と関係書類に基づき、小樽市社会福祉施設等整備審査委員会の審議の結果を参考に検討した結果、平成17年度特別養護老人ホームの施設整備に係る北海道への国庫補助協議に当たって、下記の法人を小樽市として推薦することといたしましたので、通知をいたします。それで、その下に、社会福祉法人小樽北勉会、こういうことで文書で通知をいたしました。

ただ、これだけではどういう審議経過があつたのか、受けた法人の方もわかりにならないということで、12月18日には二つの法人に、それから12月17日には1法人に、それぞれ直接会って、どういう経過で決まったのか。特にその三つの法人の中で、どこに差があつたのか、こういったものを中心に説明をさせていただきました。それで、そのときの相手方から主な反応、意見、要望等でございますけれども、まず、私どもが申請の書類を出してくださいと、こういうことでお願いをしたわけでございますが、準備期間が短すぎたのではないかと、こういったのが1点ございました。またもう1点は、審査基準がわかりづらいと、こういったような指摘がございました。また、今回、新設法人と既設法人、3者ということになったわけでございますけれども、新設法人は不利ではないのかと、このような指摘などが相手方の反応としてございました。

斎藤(博)委員

改めてお尋ねしたいと思います。申請書類が出されて、審議会が開かれて、結果が出て通知したと。そういった部分の、いわゆる理由については、はっきりわかっているわけでございますけれども、審議過程の部分について、前回も指摘している部分があるわけなのですが、改めてお尋ねしますが、審議会での議論経過の記録、そういったものがまず一つあるのかどうかということ。それから、あるのであれば、それは例えば議会とか、そうしたところに公開できるものなのかどうか。そういったことについて、検討した部分があつたらお聞かせいただきたいと思えます。

また、あわせて、小樽市情報公開条例に基づいて、関係者、もしくは市民が公開を請求した場合には、どういった取扱いになるのか、あわせてお聞かせください。

(福祉)高齢社会対策室長

ただいまお話のございました審議会の議論経過の記録の公開の関係でございますけれども、第4回定例会でも話をいたしましたけれども、私どもはこういう競合して3者の中から選ぶということは初めてございました。他市の事例等を参考に、できるだけ、公平に審査をしようと、そういうしくみづくりで審査会等をつくったわけでございます。先ほど整備をしたいという方からの反応のところでも申し上げましたけれども、そのほか第4回定例会では市民への公表の問題だとか、それから、ほかのところでは整備希望者に対する周知の問題だとか等々、いろいろ指摘だとか、ご意見、ご要望、こういったものをいただいております。こういったことを踏まえまして、私どもも初めてやったことであり、改善すべきところはあるなど、こういうふうを考えてございまして、現在、審査会のしくみ、入り口の方の公表の方から、審査会の構成の内容だとか、委員の選択方法だとか、あるいは先ほど申し上げました審査基準がわかりづらいというご指摘もございましたので、審査項目の内容だとか、等々について、ただいま検討中でございます。それで、これについては、そういった中で、また改めて、今後のこともございますので、検討していきたいと思えます。なお、この議論経過の記録、内容でございますけれども、これはでございます。

それから、二つ目の情報公開条例で請求した際でございますけれども、今回、初めて行ったわけでございますが、審査会で非公開と、こういうことで決定をした経緯もございます。また一方では、情報公開の中で、できるだけ公正で開かれた市政の発展に寄与するという観点から、情報を公開しようという条例の趣旨もございますので、仮にそういったものが出てきた場合については、プライバシーの関係から、発言者の名前なんかは黒塗りということになるかと思っておりますけれども、そういった形で個々具体的に検討していくことになるのかなと、こういうふうを考えてございます。

斎藤（博）委員

情報公開条例で請求があった場合については、プライバシーにいろいろ配慮する部分はあるけれども、入り口で断らないで、具体的な部分については検討していくという、こういった考えだということになりますか。わかりました。

ふれあいパスについて

次に移ります。

何度も皆さんからいろいろな角度でご議論いただいているふれあいパスについて、お尋ねしたいと思います。改めて、今回の議論経過を聞いていて思うわけなのですが、一つは100円という金額を決めるに至った経過の部分について、どういった算式で100円というふうにしたのかということ、改めてご説明いただきたいと思います。

（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

100円の根拠ということでございますけれども、市の方の負担額というか、バス事業者との交渉の中でいろいろ出てきたという部分になるかと思うのですが、市の負担額が現在2億円ということで、利用実態が約10億円という中で、単純計算でいきますけれども、約8億円のかい離があると。そういうことで、市としては、基本的に厳しい財政状況ということがございますので、現行の2億円自体の負担もなかなか厳しいというか、難しいという状況があります。そういった中でバス事業者では、いわゆる8億円のかい離というものを何とか解消してもらいたいということが、常々強く要請されてきたところであります。私どもも当制度を何とか継続していきたいという方向で、バス事業者ともいろいろ協議を重ねてきた経過がございます。その中で、例えば、予算の範囲内でのプリペイドカード方式という話もありましたけれども、利用回数に制限のない方法として、利用者からバス1乗車につき100円をいただくということ、それから市の負担額も減額するというので、バス事業者から了承を得たということであって、そのような経過の中から、利用者からの負担として100円負担、いわゆるワンコインという形というか、そういう経過になったところでございます。

斎藤（博）委員

私は、市民のお年寄りに負担をお願いする100円の根拠の部分では、ワンコインと、そうなのだと思いますけれども、観光循環バスのワンコインとかというレベルとは違っていると思いますので、どうして100円になったのかなという部分、なかなか理解できないでいるわけなのです。そういう意味で、そもそも小樽市の財政を抜きに考えたときに、この制度を維持するためには、小樽市としては総額どのぐらいの費用が必要だと考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

一応私どもの方では、例えば中央バスに対して、2億円ということであれば、基本的には2億円という部分もあったのですが、こういう市の財政状況ですから、先ほどもちょっと話させていただきましたように、なかなかその2億円というのも厳しいという中で、1億5,000万円という形で、バス事業者と協議してきたという経緯がございますので、例えば、中央バスだけに関しても1億5,000万円と、今回、予算計上させてもらっていますけれども、総額で1億6,200万円、そういった形の中で、この制度を維持していきたいという考えでございます。

斎藤（博）委員

もう少し具体的な話として、札幌市は敬老パスの制度を維持するのに年間35億円の予算を組んでいるわけでありまして、それで今いろいろ議論されているわけです。そういった意味で、小樽市の2億円とかうんぬんというのは、周りの方からふじゅうぶんな額だと、ふじゅうぶんというか、そういった意味で、では、幾ら総体的にあれば、この制度というのはバス事業者を含めて円滑に運営していけるのかという、総額を教えてください。

福祉部長

あくまでもバス事業者から求められているのは、利用実態に合った負担を、それは市でもどこでもよろしいわけで、本人であっても市であっても、とにかく使った分をお支払いいただきたいと、これがあくまでも原則で、最後の最後まで基本的にはバス事業者の方は、この線は譲ってごさいません。そういう交渉の中で、私ども、それを全部負担するということになりますと、当然それだけの財政状況にごさいません。したがって、現状の中でやるとしましたら、利用者の一部負担と、市の負担と合わせて、何とかならないだろうかという形の中で、従来から市民の方々の市長への手紙、その他の中では、けっこう半額負担はという話もございました。そういう中で、半額負担と市の方を合わせてどうだろうかという議論もさせていただいた中では、やはりそれでもまだ、かい離があるのだということで、相当中央バスサイドは、最後の最後までそのかい離を、2億円からさらに上積みするぐらいの形をお願いしたいと、こういう要請も途中で再三受ける状況でごさいました。そういう中で、最終的にこの何とか1億5,000万円という形の中でご理解をいただいたと、こういうところでごさいますので、総額といえますと、当然市サイドは少ない額をお願いしたいというところでごさいますけれども、なにぶんにも相手がごさいますので、相手はあくまでも利用実態に合ったその部分をという形で求めている、こういうところでごさいます。

斎藤（博）委員

そうだと思います。そういった意味で、要するに、私が先ほど言いましたように、札幌市は35億円ぐらいでこの事業というのが、いろいろ内部ではあるのしょうけれども、維持されている。そういった意味では、バス会社の言う実態に合った部分、それを市民15万人で負担するのか、小樽市が丸ごと負担するのか、お年寄りが負担するのかという出所は別として、要するに不安定な状態だということは、この間言われているわけですから、幾らをみんなが負担し合えば、この制度というのは、現実的には別ですが、幾らかかるものなのかということの説明をいただきたいと思います。

福祉部長

札幌市の関係、私も詳しくは直接話ししたわけではごさいませんが、いろいろな新聞その他の情報からいきますと、札幌市の場合は、約4倍実際に使っておられるというような、そういう記事もございました。そういう中で、現在、札幌市の予算というのは、今回プリペイドカードという考え方で検討されているようですが、1人当たりだいたい2万円程度の予算を組んでやっておられて、4倍ですから、たぶん本市の金額より大きい金額を使っているのかなという感じもしないわけではないと思うのです。地下鉄の状況ですとか、その他いろいろの関係なのだろうと思いますが。そういうことを考えますと、本市の場合は予算は1人当たり、今年でいきますとだいたい7,500円ぐらいで、利用実態が5万円を少し超えるという状況でごさいます。そういう中で、札幌市はあくまでも事業者から見ますと、利用実態、実際に使ったものにしてほしいという形の中で、たぶんプリペイドカードの話が出てきて、プリペイドカードが使ったものに見合った形で支給されるわけですから、事業者から見れば、事業実態に合ったものに今回なるのだと、こういう考え方がその根底にあると思うのですが、私ども、小樽市からしますと、そういう利用実態からとの関係からいいますと、プリペイドカードにしますと、7,500円分にしかありませんので、それであっては今まで無料で使っていたものといへん差があるわけです。したがって、その現状により近いものということで、今回のこういう形にさせていただいた経過でごさいますので、あくまでもこれは私どもが考えているものと、実際にバス事業者が考えているものと、そこには非常にギャップがありますので、それでは幾らということになりますと、なかなか実際の金額は出てこないということでごさいます。

斎藤（博）委員

今回の100円の負担をお願いするというのは、私の認識不足で、最初はそれで一つのおさまりなのかなと思ったら、そうではなくて、ふれあいパスの有料化の始まりであるということが、この間の議論の中で明らかになっているわけです。そうすると、当然、バス事業者がどういうふう考えているのかということ、市民にはっきり言わないと、何となく、要するに、回数制限になって半額だったら我慢するかなというふうに思われている節もあるわけなのですけれども、実はそれでおさまっていないのだと。これは始まりでしかなくて、決して安定しているものではないのだということは、きちんと市民の皆さんにお知らせしてもらわないと、次の議論が始まる時に、そんな話でなかったということになりかねませんので、それは要望したいと思うのですが、いかがでしょうか。

福祉部長

私どもも、この制度をぜひ現状に近い形で継続したいという考え方でございますし、そういう立場で交渉も続けてきた経緯も当然あります。したがって、この関係につきましても、当然調査結果を踏まえた中で、その辺の要望というのは、話をする中で、この事業の継続を何とかやっていきたいのだというふうなことで考えてございますので、バス事業者についても、いろいろな議論を踏まえて、また私どもも要望していきたいと思っております。

斎藤（博）委員

今回の100円負担の部分で、角度を変えて聞きたいと思っております。

プリペイドカードを小樽市が買えというのではなくて、普通まちで、私なんかよくバスに乗るので、こういうものを使っているわけなのです。このバスカード、1,000円で買うと1,100円分使える。逆に言うと、1割引で100円を使えるということで、たいへん便利だと思って、1万円を買えば1,500円分の値引きというのですか、そういったものがある。今回、ふれあいパスの新しいものを示して、100円を払う際に、ワンコインということは別とすると、このプリペイドカードが共通バスカードとして使えるのか使えないのか、この辺について、まずお聞きしたいと思います。

（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

今、委員おっしゃったように、プリペイドカードの100円負担部分、そういう部分については、当初バス事業者ともいろいろと話をさせていただいて、市の方から、使えないのかということをお願いした経緯がありますけれども、バス事業者の方からは、仮に100円負担ということでも、まだかい離がある。あるいは、相当程度割引しているという部分がありまして、さらにプリペイドカードを使うことによって、割引になるわけです。そういったことで二重の割引というのは、バス事業者としてはできないということで、こういう形で申入れされております。

斎藤（博）委員

要するに、市民の方の生活防衛みたいなもので、こういうものがあって、一定前払いということもあって、バス事業者の方もこれ買ってくれということをやっているわけなのですけれども、今回、お年寄りがふれあいパスと一緒にこれが使えないのだと、これは決定していると理解していいのですか。

福祉部長

今、課長から申し上げましたけれども、私どもも併用できないのかということで話合いをしてきた経緯もあります。今回、そういうことで16年度スタートに当たっては、併用できないということで、バス事業者からはきちんとお話しされてございます。今後、また新年度の利用実態等を踏まえて、協議する中では、17年度の中でそういう話もしていかないとならないかというふうには思っていますが、とりあえず、16年度については、そういうことで併用できないということで、お断りされてございます。

斎藤（博）委員

そういうことを、小樽市とバス事業者が決められる根拠といいますか、例えば、障害を持っている方がバスを利用したときに割引してもらっている、そういったときにはこれが使えますよね。そういうのだと、私は理解してい

るわけでした、これは利用者、消費者と、バス事業者との間の関係で、こういうものをバス事業者が売っていながら、ふれあいパスの人には使わせない。例えば、小学生は100円でこれ使えますよ。それから障害のある方については、たしか年齢に関係なく100円にしてもらって、このカードが使えるのだというような実態があるのに、ふれあいパスを持っている方については、これは使えないですと。それは小樽市とバス事業者の間で決めたのですということが、どうして成り立つのですか。

福祉部長

あくまでも、ふれあいパスにつきましては、中央バスと私どもの協定での関係でございます。ですから、ふれあいバス以外の部分につきましては、当然おっしゃるとおり、消費者と中央バスとの関係の中で使っていただければいいと思いますが、とりあえず、私どものふれあいバスとの協定の中では、そういうことで併用はできないという形になろうかと思えます。

斎藤（博）委員

私の考え方では非常に不思議であって、100円を負担することを決めるというのは、制度をつくるという意味では可能だと思うのですけれども、払い方で、別にどこか外国のお金を使っていいのですかということではなくて、中央バスが出しているプリペイドカードを使わせないのだというふうにしてしまうということ自体が、決められるのだという部分の根拠といいますかね。今、部長が経過として決めたということは、決めたのだと思うので、私が聞きたいのは、そういうことというのは、バス事業者なり、小樽市として、自治体として、そんなこと決められるのですか。これは、普通に流通しているものなのですよ。バスの100円と表示して入れてやれば、100円の意味を持っているものなのですよ。そういったものがどうして可能なかということだけ、この項、最後ですから、もう一度説明してもらえますか。私は消費者という観点からすると、何かおかしいような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

福祉部長

私も、根拠と言われますと、専門家ではないので、正確な回答はできません。ただ、中央バスとのやりとりの中では、そういう経過でございます。また、そこら辺の根拠については、私どもも調べてみたいと思えます。

斎藤（博）委員

いや、これは、うがった見方ですから、怒らないでほしいのですけれども、最初にワンコインありきみたいな話でいくと、90円とかというのはちょっと違ってきて、計算が狂ってくるかということになるのかもしれないけれども、バスカードを買うお金もない人は100円を払うと。これは一つあると思うのです。1万円もバス券買っている余裕なんてないという人は、仕方がないから必要なときに100円ずつ払っていく。でも、ぎりぎり1年間で乗る回数の中で、その1万円のバスカードを買えば1,500円浮くので、その分で何かというふうを考えること自体を、とめてしまうというか、あなたの場合はそれはできないのですよと、そういったことについては、今後の議論の中で、ぜひ先ほど来のお話でいうと、方向性はあまり働かないと思うのですけれども、ただお年寄りの立場なり、払うことを了解するにしても、払い方にささやかな工夫をしようという、その可能性すらを制度ができ上がる前に、小樽市と中央バスの間で決めてしまうということについては、非常に酷なような気がするのです、今後の一つの課題として、この部分を使うことについては、ぜひ前向きに取り組んでもらいたいと、そういうふうに申し添えたいと思えます。

福祉部長

私ども、当然そういう立場で交渉してきたという経緯がございます。ただ、この制度そのものは、バス会社の協力を得て、できる制度でございますので、そういうものも理解していただきまして、いずれにしても、私どもはもう少し研究しながら、先方とも当たっていきたいと思っております。

斎藤（博）委員

ごみの減量化計画について

環境部にお尋ねしたいと思います。

ごみの減量化計画にかかわって2点ほど聞きたいと思います。

平成16年度におけるごみの減量化に向けたいろいろな事業計画をお持ちかと思えます。そういったものの項目と、中身、それからどういった予算措置がされているのかということについて、話していただきたいと思えます。それから、前回、広域連合の関係で、厚生常任委員会に説明いただいたときにも聞いたのですが、新しい焼却場の処理能力というものを考えたときに、小樽市におけるごみの減量化の達成レベルといいますが、達成度というのは、非常に大きな意味を持っている。というのは、ごみの減量化計画どおり、もしくはそれに沿ったような形で小樽市で出てくるごみの量を減らしていかないと、せっかくつくる新しい焼却場の処理能力をオーバーするという事になっているというのが、この間の説明で私なりに理解したわけなのです。計画どおりいくというふうに計画立てているわけなのですが、焼却場の処理能力というのは、これは機械的に決まっているわけなのですが、ごみの減量化が進んでいくというのは、これは大変なこととして、市民の多くの皆さんの意識なり、生活の仕方を変えなければならない。違う次元の問題というのが、二つ目にお聞きしたいのは、新しい焼却場をつくって、いつかの処理能力をとめた場合に、ごみの減量化が進む中で、大丈夫なのだというふうに判断した根拠をお知らせください。

(環境) 廃棄物対策課長

最初に、1点目の平成16年度のごみ減量化計画についてでありますけれども、基本的には平成15年度と同様なごみ減量施策として予定しております。主なものといたしましては、資源物収集事業、缶、瓶、ペットボトル、紙パック、そして蛍光灯、電球、この5品目を月1回あるいは2回の収集という形で継続して実施いたします。

次に、集団資源回収事業、この事業の継続と、それから実施団体数を増やすという形で、市でも町会などに働きかけするなど、対応の強化も含めて、このような事業を進めてまいります。それから、資源回収の団体の育成事業といたしまして、毎年施設の見学会でありますとか、リサイクル研修会もしておりますけれども、そういう形でごみ減量のいろいろな啓発をしております。これについても、15年度と同様にしていく予定であります。

そのほかには、フリーマーケットの団体への補助金、それから、事業者、市民、行政が三者一体となって減量化を進めるための一つの施策として、エコショップ認定制度、これについても減量施策として継続して行う予定であります。あと、新しい施策といたしましては、生ごみのたい肥化。家庭でだれでもできる段ボール箱による生ごみのたい肥化、これを今年度からスタートさせる考えであります。この生ごみのたい肥化をきっかけに、ごみの減量の意識が高くなることを市としては期待しながら、この事業をスタートさせる予定であります。

それから、最後になりますけれども、ごみの減量、リサイクルは、行政だけではできません。事業者、市民の皆さんがそれぞれ一体となって進めることで、初めて減量が進むと思えますので、15年度と同様な施策ですけれども、そういう観点の中で減量化計画を立てております。

次に、2点目ですけれども、広域計画の中で、焼却施設の処理能力を決定しております。その能力の決定した際の判断についてでありますけれども、先ほども説明いたしましたけれども、広域連合のごみ分析の中で、相当の資源物がごみとして捨てられているという結果になっております。そういう結果を踏まえて、そのまま単純に燃やすのではなく、地球環境の保全、資源の有効利用、焼却施設の適正な規模、それから埋立処分場の延命化など、そういうものを総合的に考えたときに、市としては、何らかのごみ減量施策を打ち出して、可燃物にももちろん入っておりますけれども、ごみの中に入っている資源物を取り出して、資源物として収集して、それらによってごみは減量するという、そういう判断の下、市の焼却施設の可燃ごみの処理能力が決定されております。

それから、資源物の資源化率というのがありまして、現在、平成14年度の資源化率が18.2パーセントなのです。100あるとしましたら、18.2しか回収できていないのです。それを、広域連合の焼却施設が完成する19年度には、40パーセントの資源化率、20年度には45パーセント、21年度には50パーセントの資源化率として、相当高いハードル

といたしますか、目標を立ててつくった経緯があります。そういう中の新しい焼却施設の処理能力の判断をしているところであります。

斎藤（博）委員

廃棄物減量等推進審議会の答申について

次に、先ほども触れられておりましたけれども、直近に出ております家庭のごみの減量化施策の答申について、基本的なことについて、一括聞きたいと思います。

一つは減量化施策について、ずいぶん踏み込んだ内容で期待されていると思います。市民の役割、事業者の役割、それから小樽市の役割、そして、それぞれの連携の在り方について触れていますし、細かく言いませんけれども、具体的な項目についても、ずいぶん具体的に触れていると思っているわけなのですが、まず、答申の前段、減量化施策について、環境部として受け取って、どういった評価なり、どういったようなお考えでこれを読んでらっしゃるかを、お聞かせいただきたいと思います。

（環境）間淵主幹

ただいまお尋ねのありました、答申における減量化施策の市の考え方ではありますが、答申の中におきましては、今まで私どもはどちらかといいますと、市の役割という、そういう部分が中心となって、施策を決めてきたきらいがございます。今回の答申の中では、ごみを減量していくための施策として、市民に、事業実施の市の役割が、それぞれ施策をつくっていただくだけではなくて、三者が相互に連携するという、そういう提案がございましたので、これが一つ重要なポイントではないかなと思ってございます。それから、もう一つ、提案の中にありました総合的、計画的かつ継続的な取組の必要性というものがうたわれてございまして、この答申の中に述べられている個々の施策について、一時的な施策にならないように、このような継続的な施策に持っていくという、そういう部分が私どもの方へ言われているのではないかなと、そういうことを考えましたときに、今までの一つの施策よりも、一步踏み込んだいろいろな多方面の意見を聞きながら、また将来へ向かってつなげていける、そういう減量化施策でなければならないという点を踏まえながら、今後課題を提起しつつ、検討してまいりたいと思います。

斎藤（博）委員

私がお願いしたいのは、書いてあることは、今、主幹がおっしゃるようなことでけっこうだと思うのですが、これに対するスタンスとして、基本的に尊重していかなければならないのだと。小樽市としてもそういった立場、すぐできるとかできないとか、いろいろあると思うのですけれども、ここで出された答申の施策の部分については、尊重する立場に立っているのだと理解してよろしいですか。

（環境）間淵主幹

当然、答申でございますので、この答申の内容の一つ一つの項目については、じゅうぶん私ども、内容を尊重し、踏まえながら進めてまいりたいと思ってございます。

斎藤（博）委員

繰り返して恐縮なのですが、答申の2から3、4の中での有料化について、具体的に触れられている部分があります。内容とかやり方については、私も有料化については反対する立場ではありませんので、工夫してもらいたいというようなことでいいのですけれども、前提条件をつけていますよね。お読みになってわかりますように、有料化するからには、市民意識の参加を含めて、先ほど言ったカラス対策とか、収集困難地域の問題等々を、当然前提としてやらなければならないことが、項目として並べられているわけなのですが、そこに対する考え方だけ、お聞かせいただきたいと思います。

（環境）間淵主幹

市長の答弁にもありましたけれども、今後、家庭ごみの有料化につきまして、この施策の検討に当たりましては、市民サービスの向上ということと、市民に対するじゅうぶんな説明というものを配慮しながら、答申にある課題を

今後整理していくこととなります。一つ一つの項目については、先ほどと同じ答弁にはなりませんけれども、それぞれの内容を尊重しながら、すぐにできるもの、またある程度時間をかけなければならない点もあるかと思えますけれども、これらの項目につきましては、一つ一つ慎重に、また前向きに中身というものは検討していかなければならないものと、そういうふうな説明でございます。

齋藤（博）委員

この項で最後にお尋ねしたいと思います。

この答申が出されて、実施時期も一定披露されているわけなのですが、この答申を受けた小樽市市はこれに基づいて、最終的には条例改正とかいろいろな手続になっていくと思うのですが、今後こういった展開をしていくのか。例えば、公聴会とまではいいませんが、こういった形で市民の皆さんに、こういった答申が出たということをお知らせするなり、小樽市はこれをどう評価して、こういうふうにしていくのだというようなスケジュールと申しますか、今後の答申を受けた以降、制度を動かすまでのプロセスなりスケジュールがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

（環境）間淵主幹

その辺も含めまして、実は今後の検討にはなるわけですが、まず最初に、私どもといたしましては、この答申を受けた部分というものを、市民の方に知らせていかなければならないということでは、答申の内容を、まずホームページに掲載いたしまして、そして市民の皆様はこの答申の内容をまず知っていただくと、これが一つかなと思えます。それから、二つ目に先ほど言いましたとおり、次に市民なり、また関係者の意見を今後聞くにしても、市の方針というものが決まらなければ、示すものはありませんので、それらにつきましては、先ほど齋藤（博）委員からありましたとおり、どのように施策として進めていくのかという、そういう点を踏まえながら、市の考え方というものを、早急にまとめていきたいと思っております。その上で、あらゆる場所で、そういう市の考え方も示しながら、最終的には条例案としてつくってまいりたいと思っております。

条例案が可決されました次のねらいといたしましては、今度は具体的な施策の準備ということで、市民へ具体的な内容についての説明と申しますが、そういう説明会をあらゆる形で行わなければならないかと思えます。また、先ほどありました広報・宣伝等を使いながら、周知も図ってまいりたいと。そういう大きなねらいが一つ考えられるだろうと思えます。

齋藤（博）委員

リサイクル推進費について

次に、予算のことでお尋ねしたいと思っております。リサイクル推進費、先ほどもごみの減量化ということで、今後の有料化を図る上で、特に市民の方の参加なり、被害者意識でもいいから意識を持ってもらった方がいいわけです。そういった意味で何点かお尋ねしたいと思うのですが、集団資源回収事業費、ごみ減量等市民啓発事業費、資源物分別収集事業費、おたるフリーマーケット市民の会補助金、この四項目について、14年度決算と16年度予算を比較して見ているわけなのですが、それぞれの事業の内容と、予算が決算に比べて動いている部分、おおむねマイナス方向に動いているかと思ひまして、そういった市民参加を求めているかと思ひたいという状況認識は一致していると思うのですが、それが予算なり、施策にどういうふう反映されているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

（環境）廃棄物対策課長

リサイクル推進事業についてでありますけれども、リサイクル推進事業の中に五つございまして、そのうち主要な事業としまして、四つの事業について説明させていただきます。14年度決算との比較で説明させていただきます。

一つ目なのですが、集団資源回収事業は町会などの団体が自主的に資源を回収した際に、団体に対しては奨励金として1キログラム当たり5円、それから回収する業者には1キログラム当たり2.6円の助成金を交付する事

業であります。平成16年度の予算計上額は2,600万円でありまして、内訳といたしましては、奨励金、助成金に当たる費用といたしまして、負担金補助及び交付金が予算の約99パーセントを占めている、このような事業であります。14年度決算は2,415万3,000円となっております。16年度予算と比較いたしますと、約180万円の増額となっております。この理由といたしましては、平成15年度、今年度なのですけれども、比較的世帯数の多い町会が集団資源回収の実施に踏み込んでいただきまして、それらの理由によりまして、270トンぐらい回収量が伸びているのです。そういう状況を16年度の予算に反映させた結果が、180万円の増という形になっております。

それから二つ目は、ごみ減量等市民啓発事業ですが、これはごみの減量、再資源化の必要性、ごみや資源の分別などを市民に周知して、ごみに対する意識向上を図るための事業でございます。平成16年度予算計上額は、200万円以内は町会などに周知する費用、いろいろなチラシとかをお配りしますので、その辺の消耗品関係です。それから、家庭ごみの分け方、これは毎年3月にお配りしている収集カレンダーなのですが、この印刷製本費、それから先ほども説明いたしましたけれども、新しい施策としての段ボール箱による生ごみたい肥化、このたい肥化について一部助成するという形の予算が25万円程度組まれております。これがごみ減量等市民啓発事業です。予算につきましては、平成14年度決算が423万8,000円だとしますと、約223万円程度減額となっております。かなり大きな減額なのですが、理由といたしましては、従前、平成14年度まで環境部独自で製作しておりましたごみゼロ広報を廃止いたしまして、そのかわりに周知に要するじゅうぶんな紙面を必ず確保していただくという広報との打合せの中で、広報おたるの中に吸収されたことによる減額、これが印刷製本費で関連経費も含まれていますが、約110万円です。それから、毎年家庭に配布するカレンダーなのですが、14年度においては、広報おたるの折り込み、新聞折り込みの中で配布しておりましたけれども、これについては、町内会を通じて各戸配布、町内会の回覧板と一緒に1件1件次々リレー方式で回していただくという形の処理をしておまして、その減額で20万円、その他もろもろ、あと消耗品関係、いろいろな形で精査いたしまして、減額しまして、70万円を減額したりして、その差額が約223万円程度となっております。

三つ目ですけれども、資源物分別収集事業についてですけれども、これは「容器包装リサイクル法」に基づく、容器包装廃棄物のうち、缶、瓶、ペットボトル、紙パックの4品目を収集、運搬、それから、リサイクルセンターで処理する経費など、そういうもので見ている事業で、リサイクルを推進する事業であります。平成16年度予算計上額は4,100万円、内訳は資源物の収集、それからリサイクルセンターでの選別などの委託料の関係、施設の維持費も若干入っていますけれども、その経費で約3,200万円、それから収集に係るリース車両、それからリサイクルセンターの中にある機械・機器の整備点検費、そのようなもので230万円、その残りがリサイクルセンターの維持管理費の670万円となっております。平成14年度決算は4,176万2,000円となりまして、比較いたしますと、約76万2,000円の減額となっております。減額理由といたしましては、14年度までしていたのですけれども、リサイクルセンターの機械警備の廃止、それから光熱費などの維持管理費の精査、かなり細かいところまでチェックしまして、精査して落とす部分、それらを含めまして76万2,000円の減額となっております。

最後ですけれども、おたるフリーマーケット市民の会補助金。市内に約80ほどのフリーマーケットの団体があります。その団体が一つになって、おたるフリーマーケット市民の会というのを結成されております。このフリーマーケット市民の会で年5回ほどフリーマーケットを開催するのですが、この開催費用の一部ということで、市が補助金を交付しております。16年度予算計上額は13万円、この事業のすべてが補助金で13万円です。14年度決算は18万円になり、比較いたしますと、約5万円の減額なのですが、この理由といたしましては、市の財政的な問題もありますけれども、それとは別に、市民が独自に、自主的に行う活動であるという、そういう原点を考えますと、一部減額しても何とかやっていける団体ではないかなというふうに考えました。団体からは、開催経費の一部として、貴重な財源というふうに話を聞いていますけれども、市としてはフリーマーケットの開催に伴う場所の確保ですとか、そういうような側面から違う形で支援したいと考えております。

斎藤（博）委員

結果は結果としてあるのですけれども、この辺の予算のつけ方については、小樽市が進めようとする事業展開の部分と密接にかかわってくる部分があると思いますので、また、別の機会に議論させてもらいたいと思います。

最後に、病院と保健所の方にお尋ねしたいと思います。

看護師の確保の現状について

それぞれの病院における看護師の確保の現状について、まとめて聞きます。

昨年1年間のそれぞれの病院の看護師の欠員状況について、月別にお知らせいただきたいと思います。また、もう年度末ですから、4月1日、それか5月1日、看護師の確保状況がどういったことになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。あわせて、この部分では、看護師確保の方策として、具体的にどういった方法を考えていらっしゃるか、教えていただきたいと思います。

それから、保健所の方に二つお尋ねしたいと思います。

鳥インフルエンザに対しての病院の準備について

鳥インフルエンザ対策について保健所の方から丁寧な資料をいただいているわけなのですが、その中で万が一というふうになると思うのですが、症状が出た場合、外来については小樽病院で、それから入院の場合は第二病院でと記載されているわけなのでありますけれども、それぞれ第二病院、小樽病院、どこの科に入れようとしているのか。その際、特別な受入れ準備をする必要があるのか、それとも必要はないのか、準備はできているのか、そういったことについて、お尋ねしたいと思います。

集団健康教育の内訳について

最後になりますが、老人保健関係の業務について、少し教えていただきたいと思います。

集団健康教育について、これ、項目として大きくのっているわけなのであります。この内訳、どういった事業を合算してつくられているものなのかということ、例えばこういうことを何回やって、参加者が何人いる、そういった内容をお知らせいただきたいと思います。こういった保健所が行う事業、小樽市の財政の問題とか、人員の問題等、厳しい制限もあるかと思うのですが、いろいろな町内会とか、いろいろな団体から申出があるのかと思えますけれども、需要にこたえきれているのか、それとも枠なり、何らかの制限がされているものなのか、そういったあたりについて、お話しいただきたいと思います。

（樽病）総務課長

初めに、市立小樽病院と第二病院の昨年1年間の欠員の状態ということで、お尋ねがありましたけれども、平成15年度の状況について、各月別の毎月末の状況でありますけれども、これについてお知らせいたします。

初めに、15年の4月でございますけれども、小樽病院は19名、第二病院は4名の合わせて23名でございます。5月につきましては、小樽病院が6名、第二病院が2名の合わせて8名でございます。6月につきましては、樽病が13名、2病が2名、合計で15名でございます。7月につきましては、6月と同じく合わせて15名でございます。それから8月につきましては、小樽病院が14名、第二病院が3名で計17名、9月、10月、11月につきましても、同じく両院合わせて17名でございます。12月につきましては、樽病が17名、第二病院は4名、合わせて21名でございます。年が変わりまして、1月につきましては小樽病院が15名、第二病院が4名、合わせて19名でございます。2月につきましても、同じく19名でございます。3月につきましては現時点の見込みでございますけれども、19名の退職が予定されておりまして、38名の見込みでございます。

また、新年度4月に開けましてからの欠員についてでございますけれども、昨年10月に内定しております10名の採用を考えております。また、退職者が1名ございまして、合わせて欠員の方は29名の見込みとなっております。なお、5月につきましては、4月に資格取得する者の内定が決定すれば19名でございまして、これによりまして、医局につきましては、両院合わせて10名ということで考えてございます。

(樽病)事務局長

今、課長が話しましたように、残念ながら、採用の辞退とか、急きょ、退職せざるをえないという状況が発生しまして、5月時点では10名の欠員が生じたのは、非常に残念な結果となっておりますけれども、この対策といたしましては、いわゆる毎月募集してという形で、採用は1日で考えておりますが、そういう形で欠員を解消するまでやっていきたいなというふうに、今、人事当局と鋭意話し合っているところでございます。

それから、昨年、9月採用から年齢が30歳から35歳に拡大しました。今、採用が決まっている人で、この効果が出て8人おります。こういったことも期待しながら、16年度も非常に厳しい状況が予想はされますけれども、私といたしましても、そういう欠員の解消に最善の努力をしてみたいと考えております。

保健所長

鳥インフルエンザの患者がもし出た場合のきちんとした体制ということですが、鳥インフルエンザ、基本的に人から人に移るインフルエンザ、風邪とか、新型インフルエンザというふうになってしまうのですけれども、それは法律が変わります。現時点で、トリからうつったのではないかという患者が見えたときに、その患者の場合は、人から人にうつすということはずみから、そういった意味では、病院での対応は現実的にはいいと思うのです。ですから、両病院との話合いでは、まず外来対応は小樽病院、これは一般的なインフルエンザに準じて、そういった対応で私はじゅうぶんだと思うのです。じゅうぶんその辺の医学資料は渡してありますので、それは病院側の医師団が判断するかと思います。あと入院の方は、もし仮に少し様子を見た方がいいという場合は第二病院の感染病床をお願いします。そのときも、対応の仕方としては、医療的な情報とか、そういったマニュアルは第二病院の方に出してありますので、第二病院の内科医が見ることになっていきますけれども、その辺は判断していくことになります。

(保健所)保健課長

健康教育についてでございますが、保健所といたしましては、市民の健康づくりということで、大きな柱の一つになっておりまして、幅広く教室あるいは講座というものをやっております。

それで、集団健康教育の主なものということで、14年度の実績でございますけれども、脳いきいき講座が17回の計603人、それから健康プログラム教室、これが19回の640人で、それから、健康づくりOB教室が9回、145人、出前講座が7回の201人、その他としまして62回、2,581人、14年度の実績計でございますが、114回の参加人数が4,170人でございます。

それから、もう一点、需要にこたえきれているかどうかという点でございますけれども、通常、町内会、あるいは老人クラブ、婦人クラブ、そういったあたりから、いろいろな申出がございます。希望するテーマによりまして、医師あるいは保健師、栄養士、歯科衛生士といった人員で対応しているわけでございますけれども、日中はもちろんでございますけれども、夜、それから土日についても対応してございます。それで、これまでこういったことで申出を受けて、お断りしているというケースがございません。そういったことからして、需要にはじゅうぶんこたえているのではないかと考えてございます。

斎藤(博)委員

最後に、両病院をお願いしたいと思います。先ほど、欠員状況ということでお知らせいただきました。実際は、このほかに病気で休んでいる方とか、産休で休んでいる方とか、有給で休んでいる方というのが平均しているわけですから、実際問題として20人前後の欠員を抱えながら、両病院が運営されているという実態というのは、働く側も大変だと思いますけれども、患者にとっても非常に心配なことではないかというふうに思います。今、局長の方から毎月募集を含めて、検討していきたいというお話をいただきました。

私も、最低でも昇給月というのですか、4、7、11の節目の月には、採用を繰り返していきながら、ベット数に合った看護師数しか確保していないわけですから、看護師の数に合わせてベットを動かしているわけではありませ

るので、ぜひ看護師の確保について、努力をお願いして、私の質問を終わります。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結し、市民クラブに移します。

-----  
大島委員

環境部にお尋ねいたします。

廃棄物最終処分場管理委託契約について

一般質問の中でも、工事入札について関連して何点が質問させていただき、答弁もいただいております。今日、資料を出していただきました。処分場の管理業務委託契約。この契約はどのような方法で行っているのか、年度別にお知らせください。

(環境)管理課長

まず、桃内の廃棄物最終処分場の関係でございますけれども、ここは平成12年の7月から供用開始ということでございまして、実際には資料の中にございまして、この供用開始の7月1日前のトライアルを含めて、6月1日から委託をしております。この時点では、公募型の指名競争入札ということをやっております。当初2社ございましたけれども、うち、1社が辞退して、1社の札入れということでございます。それ以後、13年度、14年度、15年度は随意契約でやってきてございます。

寅吉沢の産業廃棄物最終処分場の方でございますけれども、12年度につきましては随意契約でございまして、13年度の時点で公募型の指名競争入札をやっております。これは2社で入札を行っております。その後の14年度、15年度は随意契約できてございます。

大島委員

そうしますと、桃内の方は、12年度は公募で2社あったけれども1社辞退ということで、その後は随意契約ということで今日まできていますね。それから、寅吉沢については、12年度は随意契約、13年度は公募ということで、その後、また随意契約ということでございますけれども、公募型指名競争入札の後で随意契約ということですが、これは何か理由があるのですか。

(環境)管理課長

随意契約の理由でございますけれども、私どもが考えていますのは、まず1点目といたしましては、その雇用の安定性といいますか、委託する業務というのは、普通でいう、工事関連業務の一過性のものでないというところもございまして、施設の運営管理に係るということで、その受託業者の従事員が業務専属になるということで、固定的な職種になるということで、その雇用関係の安定性は考慮しなければならないのかなと。2点目といたしましては、スムーズな業務遂行といいますか、従事員の方もやはり業務に一定期間の期間が必要であろうということと、適切な業務遂行を進めていくという中で、ある程度業務の熟練した方の配置、この辺が求められるということで、毎年のように従事員がかわるのはどうなのかなということで、業務的にいえば、例えば、覆土業務あるいは小えん提の造成、汚水処理の関連業務等があると思っております。このほか、使用機材等の経費負担の関係でございまして、例えば毎年受託業者がかわるということになれば、その受託期間が短期間といいますか、1年ということになりまして、損料あるいはリース料の関係が高上がりになるということで、私どもといたしましても、委託料がおのずと高上がりになるということでもあります。これら含めて、できれば随意契約でということを進めてきているところでございます。

大島委員

桃内では、12年度は競争入札ということでしたけれども、1社辞退していますから、実際的には随意契約というような形です。寅吉沢も13年度を競争入札にした理由というのは、何かあったのですか。

(環境)管理課長

寅吉沢の方は、13年度入札でございまして、この時点では、私どもある程度の競争性といえますが、競争原理を働かせるのも必要であろうという考えの中で、それ以前はずっと随意契約でございましたので、この時点で公募型の指名競争入札を行ったということでございます。

大島委員

その結果、価格はどうなったのですか。

(環境)管理課長

13年度の入札の関係でございますけれども、この年度は実際に入札を行いましたのは、7月以降の部分でございまして、4月から6月までは随意契約ということで、その7月以降の部分では、月単価といえますが、単純にならせば相当低い額にはなったところでございます。

大島委員

今、答弁の中で、落札業者の従業員の雇用の安定が必要だと。また、毎年入札するわけにはいかないと。一定の期間が必要だろうと。その一定の期間というのは、どのぐらいを考えているのですか。

(環境)管理課長

先ほども言いましたように、雇用の安定、機械等の関係と、それらを考慮しまして、現在のところでございますけれども、私どもといたしましては、おおむね5年、もしくは7年ぐらいのスパンなのかなと。まだ、これは具体的な年数ではございませんけれども、担当の方としては、そのぐらいのものを考えてございます。

大島委員

総括でいただきました資料を基に、割り算をしてみました。寅吉沢を例にとりますと、4月から6月までは随意契約ということで3か月、これは消費税を抜きますと幾らになりますか。そして、また、7月から翌年の3月まで、これは消費税を抜いて幾らになりますか。

私の方で計算しておりますので、私の計算、正確かどうかわかりません。4月から6月までが随意契約1,894万1,000円。それから、7月から3月が約3,700万円。月額に直しますと、随意契約が631万3,000円少し、入札が411万1,000円少し。このときは業者が違うのですか。随意契約の業者と落札した業者は違いますか。どうなっているのですか。

(環境)管理課長

随意契約の業者と落札した業者は同じでございます。

大島委員

そうしますと、ここに13年度の予算書がございまして。産業廃棄物処分場管理業務で委託料7,400万円、これが私たちに説明があったのです。当時の部長の議案説明ですけれども、予算説明のときにありました。市民クラブは総括でも話しましたけれども、競争入札をさせるべきだということで、ずいぶん主張もしました。当時、部長は随意契約ありきなのです。同じ席に市長がいたのです。市長は白紙だと言っているのです。いったいどっちなのですかということで、私たち、市民クラブは市長にも部長にもお聞きしたのです。私たちへの説明は一番最後です、ご承知のように。お聞きしますと、この7,400万円の委託料、随意契約ありきということで説明があったように、聞いております。そして、この資料にありますように、4月から6月まで随意契約をしたと。この予算とぴったりではないですか。そして、同じ業者が競争になったときに、今、前段で質問しましたように約411万円ですよ。随意契約では約631万円です。同じ業者が随意契約との差で35パーセントも落としているのです。考えられますか。7,400万円の65パーセントということになれば、どうなりますか。だから、競争入札にすべきだということを、市民クラブはずっと訴えてきているのですよ。ここだけではございませんよ。

そして今、財政がこれだけ厳しい中で、手をつけられていないのは、工事入札だけでないですか。落札率につい

ても、一般質問で質問して、3年間の工事費を出していただきました。そしてまた、平均落札率もお聞きしました。答弁では96.4パーセントという数字が出ておりますけれども、3年間の主な工事の落札率を出してみました。すごいですよ、これ。みんな金額が大きいものですよ。前回も申しましたけれども、公営住宅新築工事の勝納住宅1号棟、予定価格に対して97.56パーセントです。菁園中学校校舎新增築工事98.22パーセント、サッカー・ラグビー場造成工事97.42パーセント、菁園中学校山留め・外構工事97.06パーセント、同じく菁園中学校屋内運動場新增築工事97.76パーセント、公営住宅新築工事の勝納住宅2号棟98.1パーセントですよ。それで14年度の平均が96.4パーセントということですから、主な工事はこのように落札率が非常に高い。これは全国的にも全道的にも非常に問題になっているところでございますけれども、これらにいち早く取り組んでいる横浜市や北海道では岩見沢市と報道もされております。今、この小樽の焼却場の総事業費は幾らになるのですか。

(環境)管理課長

広域連合の方のごみ処理施設の関係でございますけれども、焼却施設におきましては、3か年の部分で申し上げますと、96億8,800万円程度、リサイクルプラザの分では36億8,600万円程度でございます。

大畠委員

このように、多額の事業費です。今、前段で落札率を話しました。このようなことで、もし、仮にどこかでだれかが調整をして、このような率で落札されたら、小樽市の財政は、どうなりますか。手をつけてくださいよ、部長。市長にも総括質疑の時にお願いしております。今、これだけ厳しい福祉の方でも市民の弱者にも大変な負担をしていただくようなことになっております。なぜ、これだけがこんなふうになるのですか。これは、市民が納得しませんよ。どうせ談合だろう、そんな話をずいぶん聞かされております。前にも話しましたように、過去数年間の入札調書を私は保存しております。もの見事ではないですか。その調整の跡。今、これだけの大きな事業を抱えていて、この後には小樽病院もあるだろうし、今、手をつけなければ、これは小樽市の財政の再生はあり得ないと、私は危くしております。

今、市長部局でも何か考えているようでございますけれども、今定例会でのごみ焼却場に対する、環境部への質問も聞いております。私は質問された方と全く同感でございます。こればかりではございません。そのほかにもたくさんさんの随意契約のものがございます。できるものはもう一度見直しをして、財政再建のために勇断を振るうべきだと思っております。そうしなければ、くどいようですよけれども、これはずっと続くのではないのでしょうか。私は、業界の皆さん方の仕事のないのはじゅうぶん承知をしております。しかし、これはやはり適正な価格で競争していただいて、この建設が事業が成功することを願っている一人でございます。市民に前段で申しましたような不安を与えないようにしていただきたい。そのように心から願っております。部長の決意のほどをお聞かせください。

環境部長

広域連合のごみの焼却施設、あるいはリサイクルプラザとたいへん大きな事業がある。ですから、今、大畠委員もおっしゃった、このような例えば高い落札率であれば、おっしゃるとおり大変な財政負担は伴ってくるだろうと。そういった意味で、予算特別委員会におきましても、広域連合長である市長の方から、とにかく経済性を重視しながら、できるだけ低い価格でこれが落札をされるようなことをじゅうぶん考えているのだと。そういったことも含めまして、今、広域連合の方でも、この入札方式の在り方につきましては、いろいろ検討をしているというふうに聞いております。

今、大畠委員のおっしゃったことにつきましては、私の方から広域連合長であります市長に対しても、強くそういう申入れなどもしまして、お伝えするとともに、また広域連合におきましても、できるだけそういう談合が防止されて、真の競争がきちんと行われた中で、できるだけ経済的な価格の中で、この入札が落札できるようにじゅうぶん配慮してやっていくと、このように思っております。

委員長

以上をもって、市民クラブの質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時47分

再開 午後5時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより順次、採決を行います。

まず、陳情第33号について、採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第12号、第25号、第28号及び第32号について、採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議案第39号、第41号、第42号及び第44号、請願第3号、陳情第7号、第36号及び第37号について一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、請願・陳情はいずれも継続審査と決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

異議なしと認め、さように決定いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様のご協力で時間内に終わることができました。これも委員、理事者の皆様のご協力のたまものと感謝を申し上げる次第です。

この3月末日をもって退職される理事者の方がおられますので、紹介したいと思うのですが、市民部長の池田さん、それから今、採決の場にはおられませんが、銭函サービスセンター所長、それから葬祭場長、このお三方が退職されることになっております。長い間、市政発展のために尽くしてこられました努力に対して、心から敬意を表し、第二の人生においても、健康に留意されてご活躍されることを心から祈念申し上げる次第です。

本日はこれをもって散会いたします。